

ればなりませんが、これはあなたがおつしやつたように、現在の段階では、そういう今の私が昨日あなたに申したように、東京外国為替銀行、大阪外国為替銀行式な銀行もできることは先ずあるまい、こう思うのでありますと、従つて差向きは一行を予定するというのが実際ではあるまい。併し法律そのものはもう少し先々のことを考えておりまするし、さつき申上げた対外關係に関する配慮から、私どもは法律上有資格のものが出て来れば、一体、大抵のものは独占的に物をやるのはよくないのでありますと、競争的に物をやるというのがこれは望ましいのでありますから、よく物ができるならば二つでも三つでも許していいと思うのでありますと、ただ現実の問題としては、そういうことができるのと、向き少いしやないか、こう考えておるのであります。

それで、今お話を中に、それじや一体この法律案の狙い所はどこなんだ。これは言い換えますれば外国専門の為替銀行を作るのだ、こういうことがはつきりしておるのでありますと、片手間に外國為替をやる、そういうことでは、今日の日本の為替或いは貿易の關係から見て機能を果し得ない、任務を果し得ない、こう考えるのでありますから、この点で、私どもは専門の銀行が入用だらう。併し専門の銀行は入用であるといいましても、現に為替を営んでおる銀行は十二あります。十二ありますが、これは實際において、御承知のように、そのうちの十一というのは大体においていわば片手間にやつておる銀行でありまして、営業の本体がそこにはないのです。従つて、これ

立ち行くものであると、かようなふうに考えておるのであります。ただ、よく言われるのは、日本が占領治下で、大体外国の為替銀行に今まで扱つてもらつておきましたので、又現在でも十一の銀行のうち十一の銀行は、自分の扱つておる分量も若干ありますが、主としては、やはり外国の銀行に仕事は頼んでおる。窓口は自分でやつておるが、実際の仕事はみな頼んでおつて、ニエーモークなどに行つてみればわかるように、ほんの数人しかおらないといふのが実情なんで、そういうことでありますので、そういうことは、もう今この日本の貿易の現状からみて、どうしてもここに専門の銀行が出て、そして国際的に外国の為替銀行等と肩を並べ得る、こういうものができることが必要なんで、その点から、外國をも刺戟せずに、併し繰返し申しますが、出して、あとは現実の問題としては行政措置に任すということをありますけれども、併し繰返し申しますが、そのほかの銀行の業務を妨げるとか、ほかの銀行の業務を制限するとか、こういう意味は毛頭持つております。これだけでも、併し繰返し申しますが、一つの銀行にしてしまつたらいいではないかと、いうお考えもあるうかと思いますけれども、これは先ほども申したのであります、今の国際環境からみるとさうなことはどうも事情が許されませんので、又望ましくもございませんので、本案を出しておる、そういうふうに一つ御了承を願いたいと思ひます。○堀木謙三君 やや昨日おつしやつたことが系統立つて来たのですが、念のために一つ一つ追つてお聞きしたい。もう少し掘り下げてお聞きしたいと思

うのですが、特權的なものはやらなければなりません。そういうお考えですが、外国支店の拡充、國庫代理店、外貨預託を比較的このへ集める、為替資金の關係から円が要る場合にも或る程度援助をしよう、こういうふうなことをして、この銀行が成り立ち得る程度にそのことを考へる、こういうのが行政御処置でござりますか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 成り立つてあることは、銀行の當業者がこれではやるべきことでありまして、例えれば、こちらが期待しておるのに業務が縮小しておる。一向業務が拡張されないとすれば、預けてやろうにも、これは大体その分量に応じて預けてやろうというのでありますから、それに伴わないことが起つて参りまして、よう。そういうことがありまするので、これは政府の行政措置としてよりも、むしろ成り立つか成り立たんかは當業者の本當的努力の如何による、經營如何にある、こう思います。政府がこれを特權的な銀行というならば、助けてやつて、是非とも成り立たすということも必要でありますけれども、特權的に考えておりません。

○堀木鑑三君 まあ現在の外國為替を扱つておる十二行の中の十一行までは内國金融が主で、外國為替のほうは片手間にやつておるようでは困る、こういう点があるわけでございますね。それで差当りは、従つて片手間でやらなければならぬ銀行、併し従来のは大体從來の形で置いておくつもりだとおつしやいますと、今、特定の外國為替を中心とする銀行について、無論、當業者の努力なしに物事は考えられないと思いますが、やはりともかくも外貨預

参りますすれば、取扱い数量に応じて外貨預託のようなことをやる。又この銀行の本体から、今の国庫の代理店としてこれを取扱わせる。これは当然私はやらなければならんことであるし、しますので、そういうことをやつて行く。又為替銀行が、これは従来の例でもおわかりでございますが、今ある為替銀行の……為替銀行と言つてはいけませんが、為替のほんの一小部分を取扱つておる銀行であります。これは従来でもそういうことを戦前でもやつておりましたが、実はそれ以上に余り伸びていないのであります。ところがその時分にありました専門銀行といふものは、つまり自らの運命をかけてやつておるのでありますから、その点で大変違うのですな。片手間仕事と。自分のところの運命をかけてやつてる。片手間でやつておるところでは、その銀行の人事にいたしましても、例えば役員にいたしましても、為替に慣れておるからと言つて、或いはその点のエキスパートだからと言つて、何も重複になつたりするのではありません。為替銀行なら、為替を全く知らないような重役というものはないわけなんで、その点からも相当人事が違つて来る。そういうこともありまして、やはり専門銀行になればそれだけの努力も怠らぬでしようし又それだけの働きをしますから、自然そこへ為替取引がどうしても余計集まることは、これは勉強することへどうしても集まつて来ますから、そういうことになる。そういう次第でござりますので、私どもはどうしても片手間では困る、こういふことをここで繰返し申さなければならん。

○堀木謙三君 大蔵大臣は答弁することを一つことにおきめになつて、それ以上発展をさせないし、そこでもうそれが以上触れないという御態度かとも思いますが、それならばもう大蔵大臣といいますか、それ聞かなくていいのですが、実はもう少し私は大蔵大臣の為替銀行に対する御抱負をお聞きしたかったのです。が、今おつしやつた中で、対外上よくない、国際関係上よくないということはない、これはどういう見地に基いてお話しになりますか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) それは对外上よくないというのは、一つのみの為替銀行があつて、それが特殊の法律に基いて特権を持つてこれに臨んでおるとすれば、外国から見るときには、これは日本の政府を代表しておる、こういう立場に見られて、どこで仕事をするのにも非常にやりにくくということになつておることは、往年の正金銀行、台湾銀行、朝鮮銀行等の実例で、これはよく知つておるのであります。これらの銀行の発展は、私どもはシンガポールにおける時分に、こういう銀行の発展はアンリライアブルだと書いたような文書が実は或るところから廻つておつたようなものもその当時はありますとして、これは、やはりそういうことは考えておるのです。その点で、こつたものでなくして、やはり普通の市民銀行として、民間銀行としてやつて行くということは是非必要であると私どもは考えておるのです。その点で、この一行にするということは、これは少くともアメリカ式の考え方から言えば非常によくない。それから又、よその国から見たときに、ひとりアメリカに限りませんが、そういう特権銀行が

あるということは非常によくないと私は思います。

○堀木鑑三君 それで、議論はよして、大体のお考え方わかりました。ただこの法律の建前から見まして、今おつしやつたようですが、実は第四条に、大蔵大臣の免許を受けなきやならんとして、免許にかけながら、こういう条件が整つておつたならば免許しなければならないのじやなくて、免許することができるようになつておるのであります。つまりそちら辺の要するに法律に基いてできたら、全部それを許すのだという考え方と、この法律の建前とは、違つて來るのでござりますが、そういう点はどうでございましょう。

○國務大臣(小笠原三九郎君) あれは先ほど申しました通りに、法の建前としては複数の建前は飽くまでとつておるのでござりまするから、單一なものと考えたことはございませんが、差当たりのところは、実際問題として考えるのに、日本の現在の為替の分量等で、とにかく今のところ、まだ通商航海条約のできた国がほんの二、三カ国しかないような状況で、普通のことは言えませんから、そういうときに考えられるのはどうしても一行になる。こういうふうに思うのであります。従いまして大蔵大臣は、これは銀行の面は、支店を作るのでもそうであります、そことしては或いは引合うからそこへ支店を作らしてくれといふこともありますようけれども、但しそうでなくして、やはり全体の予算を見渡してみて、全体の、特にこの場合でありますれば、世界の情勢を見渡してみて、国際金融の状況から、又、日本の為替の現状からこれは必要だといふものに認

あるということ以外に、私はないと困る。危険を冒さしてまでやらすといふことは、これは望ましいことはございません。併し法の建前は数年に亘ります。先のことまで考へて行かなければなりませんので、法としては、こういたっておりますが、飽くまで現在考へておきますが、現実の問題として浮び上つて来るものと考へております。

○堀木鎌三君 大体だん／＼わかつて来たのですが、今度はもう少し具体的に、その特殊の専門銀行をお作りになりますのは、この答申の趣旨に希望は出ておるわけですが、そういうものを、特殊銀行を認可されるときにこれらの方をどの程度とり上げられるのか。そうしてお考へになるか。こういう点を具体的にお示し願いたいと思ひます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) これは昨日も申上げましたが、私ども特に原案を妥当とするものは多数でありますて、その大きく希望されておる点がありまして、これは昨日特に堀木さんの指摘された点で、これも私は十分これに纏り込んで行かなければならぬと考えておるのであります。その一つはどうかというと、現在、為替をやつておる銀行の業務を縮小させとか何とか、そういう考へ方は持ておりません。それから、従つて、例えば外貨を預けるときにも、これは量には差があります。仕事の分量に差がありますが、この点については別に区別をしようとは考えておりません。片方特權的に見ようとは考へておません。それから私どもは、この銀行は十億以上の資本を持つておるところは、行政上は一行だ差向きのところは、行政上は一行だけが現実の問題として浮び上つて来るものと考へております。

は、恐らく実際問題として十億の資本では足らんと思います。三十億か、現在の場合ですから少くとも二、三十億の資本のものは出て来るでございましょう。そのときに、例えば普通銀行、民間銀行では非出資したい、現にそういうことを申出ておられるところがあるのでございまして、そういうときには、その株のうち例えばそれが何億円持つとかいうようなこともいろいろ、起つて参りましょう。長期信用銀行に各銀行が株を持っているような工合に、やはり各銀行が株を持つて来るのじやないか。株を持たれれば自然その考え方を代表するような意味の、俗に言う社外重役ですが、社外とは言えません、株主ですから言えませんが、重役というのもこれは入つてもらう。或いは又非常に適當な人がおれば、重役に限らず幹部行員としても入つてもらつて然るべきものじやなかろうか、こういうような工合に思つております。

即ち主として資本構成の点と、それから人的構成の点で、これらの人への考え方、普通の銀行の意向を幾らか反映させたい、こういうふうに考えておるのであります。

それから又、よく言われるのは、今は生産金融から言うと、為替を最後まで一貫してやらんといかんということが、一番強く言われておるのであります。併し仕事というものは、何も私は、一貫して、ものをずっと初めてしまってやらなければならんものじやなくて、それが連絡さえすれば、きちんと緊密な連絡さえあればそ

れでいいしものいやないか、従つて普通の銀行が或いは今のような生産のほうをやつておる。併しそこからでき上る品物は、輸出いたしまする場合は、輸出関係をその銀行と結び付ける、為替関係を結び付ける。或いは又、向うから入れる場合の為替関係はこの為替銀行がやる。こういうことが考えられますので、そういうた工合に連絡がやる。併しその後内地に入れましてからの生産金融については、これはその普通銀行がやる。こういうことが考えられますので、そういうた工合に連絡を密にしてもらえばよろしい、こいつふうに考えております。それも或る意味から言いますれば、例えは若干の株を持つとか、或いはその銀行の代理店と言いますか、何かそういうようなことをやるようなことも一つの方法でございましよう。まあいろいろ連絡の方法についてはございましようが、そういうふうなこといろいろ／＼な各界の御意向を織込んで参りたい、こう考えております。

の点から保護を加えるということになつたら、これは別ですけれども、ここはあなたのほうは、構想としては、今まで銀行が大体なると私は想像するやうですがね、為替銀行に。ところが東京銀行というものは大体系列が余りないじやないですか、従来の関係から言ひまして。そうするとなが／＼これだけの法律ではあなたの方の期待されるよ／＼な強力なる為替銀行として育つて行くかどうかとということについて、多少乱論をましても、どうかとということについて、多少疑問を持つのですが、この点を一つ。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 今、菊川さんのお尋ねですが、実はちよつと先の答弁が悪かつたかも知れませんが、実は為替専門銀行は系列といふことを考えておりません。ただこういう生産から為替までの金融について、一本で行くほうがいいじゃないかということを、これは現状は、占領下でそうであつたものですから、そういうことのことを言われますか、併し生産するもののが、実は為替専門銀行と、それから又輸出に対するものもあるし、両方ありますから、その金融は別に考える。それは普通の銀行でやつておる。併しこれが為替に現われて、輸出入為替のときだけでありまして、連絡ということを申し立てたので、実は為替専門銀行が系列化するという考え方方は持つておりません。

○菊川翠夫君 次に、この法律を擁えるときに、大分、市中銀行から反対があつた。いろ／＼反対論を唱えている銀行の幹部連中が意見を僕らのところに書類で送つて来られたのですが、そ

純粹な立場から考えられるのだから、それらの顔も立てる、何か言い逃れできようなく揃えられた傾向がはつきり見えてゐるのですが、大蔵省の銀行局が本当に強くこれを育てるような構想で実は立案されるだらうと思う。ところが、中銀行のいわゆる有力筋から猛烈に反対されたので、先ず／＼今のところはどつちにもつかんような、この法律を作つたつて作らなくたつて大して影響のないような法律になつてしまつたが、ゆるいようなものじなしに、ふきらいがあるのじやないか、こういふふうに思うのですが、どうですか、その点。

かということを言わるので、これは
れこれだということを言つて、どう
もその使命を果すように仕向け
たからどうか、こう言われましたが、
これはなか／＼むずかしいのは勿論
ありますし、私どもはその困難なこと
をお詫申上げました。そこで、ただ問題
は、一番よく言われたのは、ただ問題
の銀行だけを作るという考え方はどう
かということが言われましたが、こ
れは私どもがこの間から申上げてお
通り、一つの為替銀行のみを考えてお
らんのでありますから、従つてそういう
う資格を備えて、又国際的に見てもう
一つ許すという時期が来れば許してま
いというようなことで、こうなつたら
のですが、まあこれによつて為替専門
銀行が一步を進めることになります、而も
その銀行がいわゆる為替専門を標榜し
て専門的にやることになりますれば、
相當私は機能を發揮することになります
て、当分は暫らく別として、為替銀行
としての機能は相当发挥されるだらう
と考えておるのであります。

の公共性並びに国際性に鑑みて、金融界或いは貿易界、生産界、各界の心からなる協力が得られるように、本行の目的は生産金融について艱難の起らないように御配慮願いたいと思う。それから、今も野溝さんから御発言がありましたが、やはり折角作つたんだあるから、この銀行が育つよう、本来の目的に副うように十分な配慮を加えて頂かなければならん。それに量的に差等を付けるということになりますが、政府が保有外貨の重点的な預託、それから為替貿易資金確保のために円資金の融通等についても、まあ質的な差異は少いという事であります。日銀等も十分な協力ができるように、この資金の融通の途を確保してやる必要があると思う。それから、先ほどもちよつと大臣は簡単に触れましたが、この専門銀行を作るに当つては、貿易金融といふものを正常化する必要がある。当面の輸入阻止と、輸入外貨ユーロを規制されておるようですが、本来、貿易金融にユーロ等なき貿易金融ということはあり得ないものであつて、これだけの銀行を作ることで、あれば、当然、貿易金融を行なつておる際でもあるから、別途の方法で講じるべきである。今が非常事態ということで、金融の便を与えるとして……抑制するというようなこ

とをお考へなんじょうけれども、成るべくそういうた、折角この銀行を乞う以上は、そういつた貿易金融を正常化するよな御配慮を願いたい。又お相場についても、今は何から何まで公定といふようなことありますが、この公定レートを維持することについては、政府が為替銀行から急替を買取る相場さえ、売買を無制限に、公定レートで買取るということにしておきさえすれば、他の手数料その他について一々公定する必要はない。そういううえなことは自由にして、それこそ大いに生命をかけた為替銀行が自分の能力を一〇〇%發揮できるよう仕組、他の片手間にやつておる銀行とは、そこにサービスの点においても優劣がつくような余地を与える必要があるんではないか。この点を特に要望いたしまして賛成をいたします。

点すら、端的になか／＼我々が了解することがむずかしいというふうな情勢であります。大蔵大臣としては、本法案による外国為替専門銀行ができる際には、十分明るいところで、その金融政策と、殊にこの外国為替銀行をどう運用して参るかという行政の基準を大臣の責任においてお作りになる、そしてその方向で運用され行くということを特に強い希望として附加えて賛成いたしました。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようではあります。討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

外国為替銀行法案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手続は前例により委員長に御一任願いたいと存じます。それから多數意見者の御署名を願います。

多數意見者署名

藤野 繁雄	白井 勇
小林 政夫	安井 謙
菊川 孝夫	山本 米治
青柳 秀夫	野溝 勝
木内 四郎	堀木 錠三

○小林政夫君 本当はこの法案を上げる前に質問したかったのだけれども、審議促進の意味であとに譲つたのですが、今討論で言つた点ですが、特に最後の点ですね。ユーダンス問題と、そ

これから為替相場の改定の正常化といふ問題について、先ほど大蔵大臣から、当面の措置将来においてはユーチューンズは大いに認めたいということだつたのですが、まあそういう点について、当面の措置としてもなぜユーチューンズを認めないようしなければならないかという点や、それから為替相場の問題、一応まああなたの見解を先に聞かして下さい。

○政府委員(東条猛猪君) 先ほど小林委員から今度の法案に関連しましてのいろいろ御要請がございましたが、私どもその御趣旨につきましては非常に同感の点が多いのですが、さうして特にこの為替相場の手数料について、政府で何から何まで拘泥せずに、相當銀行間の競争を許し、又いろいろとサービスを図るというようなことに考え方たらどうかと、こういう点でありまするが、将来の方向といたしましては、もう仰せのように、政府は基準となる相場をきめまして、との手数料、或いは細かいサービスその他の点は銀行間の競争に待つということが正常な姿でありますることはもう御趣旨の通りであると思います。ただ只今までの実情におきましては、何といたしましても、これらの銀行が差足いたしまして、独立後、日も浅いということで、一方、外国銀行の今までの日本における業務の活動の状況等を見ておりまするところ、必ずしも全然これを、まあ自由放任と申しますか、そういうことにするところがいろいろの力の関係或いは採算の関係等から見ていいかどうか、相当私ども実はまだ疑問に思つておりますて、当面の措置といたしましては、値幅をきめ、或いは手数料の幅をきめる

ということになつておるわけであります。もう少しよくこの情勢を見、特に只今御決定頂きました外國為替の専門銀行の今後の力の伸び加減等を見まして、先ほど仰せのように基準はきめても、あとは公正な業者の競争関係が残えて来るとということには、目標として是非持つて行きたいと思います。但是小林委員仰せの通りに、いろいろ順序と申しますか手立てがあると思いまして、そういうような方向に向いまして逐次我々としては注意をいたして参りたいと思つております。

ユーチャンス制の問題につきましても非常に強い御要望がございまして、これも我々為替決済の正常な姿からいたしまするとお話を通りだと思つております。但し先ほどもちよつとお話をございましたが、只今のところは、ここ数カ月は、国際收支の問題或いは為替の面において、言葉は悪いのですが、非當時といふような様相を呈ますが、非當時といふような様相をしておるのではないか。この際におきましては、正常な方針を暫く見送りましても、まあ事態の繋り切りといふことに力を尽したいと、かような考え方をいたしておりますが、現在のようなものとは考えておりません。お話をうな決済の仕組が私ども決して理想的なもの、望ましいもの、或いは正常のユーチャンス或いは外國商社のユーチャンスを、こういうふうに国内金融の引

締めのあたりを外に転じて行つて外から受ける。これはやはり外資導入ではありますが、そういうことはこの際どう考へますか。

○政府委員(東条猛猪君) 今のお話の外銀ユーチューンス乃至外人商社のシップペーズ。ユーチューンスの取扱いをどうするかという問題、先ずこの外銀ユーチューンスの問題につきましては、私どもは日本側の為替銀行のユーチューンスを規制いたしております限り、外銀ユーチューンスにつきましても同様の措置をとるべきである。若し外銀ユーチューンスを特殊の事例として認めるということがありとすれば、同様の事例につきましては、日本側銀行の取扱いの場合においてもユーチューンス制度を認めるべきである。かように考えております。併しながらこれは今後に非常にいろいろむずかしい問題が出来来ると思ひます。が、差向きのところは、銀行ユーチューンスは成るべく日本側の銀行も外銀も差当りの措置としては規制をいたしたいと、かよううに考えております。

ろうかという考え方もございまして、只今のところは六ヵ月末満は標準決済としてあけておるわけでございます。この場合におきましても、御指摘のように、外人商社と日本側の商社とのバランスと申しますか、権衡と申しますか、こういう問題につきましては、御承知のよう残念ながら現在はまだ外國商社が力が強いわけでござりまするから、その辺の取扱いにつきましては相当考えなければならないのではないのかと思つております。

いろいろとくまと申上げましたが、要是制度の途を開けるということであるんならば、勿論從來の考え方からいたしまして、外國側のいろいろの便宜を利用することも必要ではあります。が、これと劣らない配慮を日本側の銀行、商社についても、その力が備わつて行くよう考へる必要がある、その間のバランスを失することはよほど考えものである、かよう考へております。

部を改正する法律案(予備審査)を議題といたしまして質疑を行います。

○小林政夫君 最近、カーボン・プラックのメーカーと思われるほうから、大分需要にマッチするような製品がでてきて来た、従つて関税率の減税を早期に打つてもらいたい、こういう了解情があるわけです。そういう点について、現在のカーボン・プラックの生産状態及びあなたの御覧になつた需要との関係においてどういう状態にあるか、御説明を願いたいと思います。

○参考人(中原乾二君) カーボン・プラックには、大きく分けてゴム工業に使うものとがございます。日本の商品の八〇%はゴム工業に使つております。約一〇%が印刷インクに使つております。その他が塗料とか、一般に使われているのでござります。日本には御承知の通り、国内には一トンも生産がなかつたのであります。昭和十六年にアメリカが日本に対して輸出を禁止いたしまして、それから慌てて国内で生産を開始いたしたのであります。併し戦争の終る頃まで非常に幼稚なものでございまして、戦争が終りましたときには、各社ともアメリカから再び安い良いものが来たならば生産ができるということでございまして、皆生産途中有るもの放棄してしまつたのであります。ところが終戦後、一、二年アメリカからやはり来なかつた。それで政府は再び各生産会社に再開を促した、そして今日に至つたものであります。昭和二十四年まで、二十四年におきましても、まだ需要者が大いに生産者を督励いたしまして、さあ作れ、といふことであつたのであります。二十五

年から輸入が順調に来るようになつた、もう要らないというので、そつぱんを向いたような状態であります。併しを続けてだん／＼合理化されて、昨年は八千七百トン生産いたしております。それで昨年の消費が一万五千トン程度であります。約七千トンが昨年輸入されております。そういう態勢になりましたので、ここに関税問題を政府にお取上げになつたのであります。関税のことばづつと申上げますと、昭和六年までは一〇%に相当する従量税がかけられております。昭和七年に日本石油が台湾でカーボン・ブラックを作るようになりますと、一五%に相当する従量税がかけられるようになります。終戦後、二十六年にこれを一〇%に下げたのであります。そのときは殆んどカーボン・ブラックは政府輸入でございまして、例の貿易公團が扱つておきました。消費者も、それから生産者も、関税ということについては殆んど無関心であります。どういうわけで一〇%がきまつたか、その成行きについてもよくわからなかつた。当時の担当官に聞いて見ますと、嚴重な輸入統制であるから関税は上げる必要はないなかつた、成るべく下げたほうがいいというので、一〇%にしたといふことを伺つております。国内生産がそういうふうに非常に旺盛になつて参りまつたので、これは昨年政府がお取上げになつたのは、生産業者の陳情によつたものではなかつた。通産省でこれを二〇%が適当であるということでお取上げになったので、これは昨年政府がお取上げになつたのは、生産業者の陳情によつたもので、これを二〇%に上げて、今年の議会で、これを二〇%に上げて、今

の三月三十一日まで一〇%据置きといふことになつたのであります。その据置きの理由は、まだ相当の量を輸入しなくちやならない、従つてその体制ができるまで据置くということでございましたが、そのとき、昨年の夏問題になつておりましたようなカーボン・プラックは、今日では国内で生産されるようになつたと私は考へております。その時期において國産のメーカーから、議会、お役所に対し、この三月三十一日を以て打切つて頂きたいといふ陳情が出ておるんだと思ひます。一方、消費者におきましては、現実に割カーボン・プラックの關稅が上るということは非常に大きな負担である、だから、これはどうせ國內でできないものもある、だから關稅は上げないでもらいたい、こういうことでございます。二十九年度の現在における国内の生産能力は一万二千トンに達しております。一万二千トンの生産能力を持つておりますが、現在の状態では到底それがだけの生産をしても価格の面で売れることは考えられないのです。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee.

いるということとは、どういうことです
か。

○参考人(中原乾二君) それは関税が
前提になつております。

○小林政夫君 関税を二〇%にすれば
いつでも国内需要量だけは作り得る、
こういうことですか。

○参考人(中原乾二君) さようでござ
います。昨年政府の原局で見通されま
したときには、昨年の春において、國
内製品は平均して現在の輸入値段より
は二割高い、だから一割は関税を上げ
る、一割は企業の合理化によつて下げ
させようという、そういう狙いであり
まして、それは現在もその状態は大体
続いております。

○小林政夫君 そういうことであれ
ば、関税を上げるということよりも、
外貨の割当をしなければ、国内で生産
能力がある、あなたのお話を額面通り
受けて、品質的にも量的にも全然輸入
をする必要はないんだ、国内の生産能
力をするだけのものは国内生産ができる、こ
ういうことであれば、関税の問題じや
ない、勿論、関税はまあ外貨割当とい
うものがなくなつたときにおいては考
えなければなりませんけれども、外貨
の割当さえしなければ輸入する必要は
ない。その点はどうですか。

○参考人(中原乾二君) 関税を一割に
戦後改めましたときの役所のお考えは
そういうお考までございました。ドル
に関する限りは将来とも外貨の統制は
続くのだ、だから関税は大きく上げる
必要がないというふうに伺つております
した。ところが昭和二十六年、昭和二
十七年、あの外貨が豊かになつて参り
まして、そんなことは、カーボンみた

いなものはけち／＼するようなことは
ないじやないかというよ／＼な御意向が
一部にございまして、非常に輸入に対
して緩やかになりました。そのため

しくなつたから外貨の面で揃る。外貨
の面で揃つたり緩めたりすることは、
これは産業というものは健全に発達し
て行かないものと私は考えておりま
す。

○小林政夫君 そうすると、まあ念の
ためにもう一度聞いておきますが、品
質的にも数量的にも国内需要に応じ得
るだけの生産体制は整つておる、こう
了承していいのですか。

○参考人(中原乾二君) カーボン・ブ
ラックは、御承知でもありますよう
が、煤であります。この煤は、現在ア
メリカにおいては四十種類のものがござ
ります。国内で生産されております
のは約十種類でござります。それから

アメリカのような選択をしたいとい
うことだと、これは日本じや求められな
い。それから、この品質を決定するは
いう大きな問題はちよつと会内で調整
いたしかねるのであります。両方共、
官庁及び議会に協力を求め、御理解を
求めるように運動しておる。私自身
は、役所にも、それから議会にも陳情
することはいたさない方針でございま
して、これは議会みずからが御批判頂
く、それから役所みずからが御指導頂
く、一切陳情には行かない方針でござ
いません。価格と品質と常に絡み合つたも
ので議論をされるので、私ども何が
議論の焦点になつておるかということ
に苦しむのであります。非常にこれは
軍配を上げにくいくらい思います。

○小林政夫君 あなたの団体は、メー

カーと消費者と両方の団体ですか。
○参考人(中原乾二君) 両方が入つて
おります。

○小林政夫君 そうすると、中原さん
の立場を申上げると、一部需要者は、
例えば五千トンの輸入をいたします
と、平均一トン十円でござりますか
か関税が上ると五千万円支払いが違
います。従つて、需要者が反対する理由
は、はつきり出て参ります。そこで私
は、今、生産者の立場と需要者の立場
と、それから客観的の生産状況を申し
たので、三つ終んで申上げたことに
なるわけであります。

○小林政夫君 そうすると、あなたの
ほうの会が、生産者、消費者両方によ
つて組織されておるとすると、会内で
自主的な調整というのはできないので
すか。

○参考人(中原乾二君) これは非常に
利害が対立いたしております、こう
いう大きな問題はちよつと会内で調整
いたしかねるのであります。両方共、
官庁及び議会に協力を求め、御理解を
求めるように運動しておる。私自身
は、役所にも、それから議会にも陳情
することはいたさない方針でございま
して、これは議会みずからが御批判頂
く、それから役所みずからが御指導頂
く、一切陳情には行かない方針でござ
いません。価格と品質と常に絡み合つたも
ので議論をされるので、私ども何が
議論の焦点になつておるかということ
に苦しむのであります。非常にこれは
軍配を上げにくいくらい思います。

○小林政夫君 積極的にあなたが陳

て、消費者にも接しられ、生産者にも
接しられている／＼聞かれた結果とし
て、個人的な見解では、この税率の問
題についてはどういうふうにお考えに
なりますか。

○参考人(中原乾二君) これから個人
的なことを申させて頂きます。
私が当時の関係者から命ぜられま
して、戦争中からカーボン・ブラックの
問題に移りまして、カーボン・ブラッ
クがなければ飛行機のタイヤも自動車
のタイヤもできないという、非常に苦
境に陥つたときに、カーボン・ブラッ
クに飛び込んで、どうしてもカーボ
ン・ブラックを作らなければならん。

終戦後アメリカから円滑に来るかと思
つたら来なかつた。その後O.I.T.とい
う名目で日本に分けてくれることにな
りました。これは非常に好意のようにな
りました。私は非常に好意のようにな
りました。アメリカが日本に分けてくれる
ことには、アメリカの御意向に副わなければや
らんぞという意味が含まれている。昭
和十六年に、それまで日本のカーボ
ン・ブラック工業は、しば／＼起らう
としたものが、輸入によつて完全に抑
され、十六年にぼつり切られてし
ました。そうして戦後はO.I.T.とい
う時代に国内メーカーが言つておつ
た値段を、二〇%の輸入品に合わせて
国内製品をも引上げる含みがあつて、
それが負担増になるのか。その点
はどうですか。

○参考人(中原乾二君) 輸入量と申上
げましたが、輸入量はその年々に変つ
て参りますから、大体輸入品の平均單
価は十円と考えております。

○小林政夫君 それから今のお話で、
関税が上つたが、輸入品もそれだけ上
るのじやないから、大体輸入品の平均單
価は十円と考えております。

○参考人(中原乾二君) ならば国内品もそれだけ上
るのじやないから、大体輸入品の平均單
価は十円と考えております。

○小林政夫君 それが、カーボン・ブラックは、私ども関係
ないのありますし、速かに自立態勢
いたしまして過去十年間に、市況によ

つて上げさせたことは一度もない。そのため、如何にも今日私が生産者の代表のように見えますけれども、生産者と私たちの争いというのは非常に激しい。如何なる不足している場合にも市況によって上げさせたためはございません。だから、今後も関税が上げて、輸入品が上つたから國產品が上がるだろとか、或いは下げ惜しみだらうとかいうことは、私たちの関係しておる限り、ないと存じております。

○小林政夫君 前回この問題について税關部長の意見をちよと伺つたのですが、今のような中原さんの意見だと、關稅を上げても國内品今までの値段よりも市価に合わせて釣上げるということはない、こういうことであると、輸入量は全然変わらない、そういう輸入品だけの値段が高くなるというようなことですが、いろいろメカニ及び消費者から意見の具申があろうと思うのでありますから、もう一度あなたのこの問題についての御見解を聞かせて頂きたいと思います。

○政府委員(北畠武雄君) カーボン・プラックの關稅率につきましては、昨年の国会に御提案いたしましたのであります。その前に各省からいろいろの關稅率について改正をするものはないかと照会いたしまして、通產省におきましてはカーボン・プラックの關稅率を上げてもらいたいという希望がございました。而もその上げてもらいたいという希望のありましたのは、メカ一側とそれからユーニーザー側とを共に管轄している面からの申出でございました。比較的公正に物事を考えてゐるであろうというふうに私どもは考えたのであります。そこで更に通產省から

いろいろ資料を徴しまして検討いたしましたところ、やはりこの際、関税率を上げておいたほうが国内産業保護の見地からよろしかろうという結論になりましたして、昨年の国会に御提案申上げたわけであります。その際いろいろ率を上げておいたほうが國內産業保護の見地からよろしかろうという結論になりましたとして、御議論がございまして、結局、関税率の引上げは結構ではあるが、即ち別表輸入税表の関税率を引上げることは結構であるけれども、差当たりの問題としては、暫定的に從来の一〇%の率を適用するようにならうにと、いわゆる御修正があつたわけであります。そこで、今度この減税の期限の切れますにつきまして、如何いたしたらよろしいであろうかということを、卒直にいつて迷つたわけであります。折角、国会が御修正になつたものをこれで覆えすには、やはり從来のデータに比べて新らしいデータがないと、なかなかこれはやりにくいのでござります。そこで更に最近の資料等を検討したのであります。が、昨年の国会で御修正になりました当時の状況と比べまして、この免税を打切るだけの新らしい状態になつたというふうには、実は私どもまだ自信がなかつたのであります。勿論、最近の情勢におきましては、カーボン・プラックのメーカー側におきましてストップが大分できたよう聞いておりまます。従いまして関税率一〇%ということは、メーカー側にとりまして相当痛いことであるには違ひないよう思つたのでありますけれども、今暫らく国会の御決定に従いまして、様子を見定めの趣旨を御変更願う程度の新らしい状態に達したときに、初めて減税を打切るというような措置を講じたほうが

よろしかろうと思いまして、差当り更に一年間の関税率軽減の措置をお願いいたしました次第でござります。只今カーボン・プラック懇話会の中原さんが、いろいろおつしやいましたが、カーボン・プラック懇話会の中原さんの立場もなか／＼辛い立場にやなからうかというふうに私ども考えておりました。それがやはり全体としては関税率の引上げが好ましい、少くともそれには反対でないというような意向も當時伝わっていましたので、いろ／＼資料を検討いたしました結果、昨年のような提案をお出し申上げたわけです。その結果、只今申しましたような経過によりまして修正になり、只今に至つておるわけであります。私どもとしましてはこの御決定を御変更願う程度の新らしい事情の発生は今のところちよつと見受けられないというわけで、更に暫定的に一年間の延長をお願いしたわけであります。

○政府委員(北島式雄君) 關稅定率法の付則におきまして暫定的に関稅率の軽減免除をいたしておるわけであります。それが、それにはやはり物によりまして多少のニュアンスがあるよう私ども思つております。例えば或る品目については三月末日までというのと、それでいては絶対延ばさないというような初めからの方の意向のときもござりますし、それから大体においてこれは延ばさなければならんかも知れなけれども、一応そのときになつて改めて見直そうということで、暫定的に一年間限つておるものもあります。或いは又、一年ではむづかしかろう、二、三年は続けなければならんかななどいう感じがございましても、或いは事情の変化によつて又見直す場合において免稅を打切つたほうがいいことがあるかも知れないといふうに、いろいろニユアンスがものによつてあるわけであります。カーボン・プラックにつきましては、私の率直な考え方を申しますと、むしろ、できれば、できるだけ早い機会において軽減措置を打つたほうがいいほうの品目に属するものと考えております。

○小林政夫君 ちよつと速記をとめて前田さんの意見を聞きたい。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をとめて。

[速記中止]

○参考人（中原乾二君） 只今六〇%ばかりな活動をいたしております。

○藤野繁雄君 六〇%働いているのですか。

○参考人（中原乾二君） はい。

○藤野繁雄君 そうすると、それは女〇%働いているというのは、輸入が生るから、全部働くと能率を全部上げると過剰になるからということになると、ですか、その六〇%働いているところの理由は。

○参考人（中原乾二君） 先ほど申上しましたように、アメリカのように品質にバラエティが日本ではないから、ここには一部分はすでに今日働くとして売れないと、思っています。併しすでに關稅部長からお話をありましたように、国内には相当ストックができます。従いまして生産は下げているのです。それから關稅が実施されると、そういうことになりましたならば、急激に増産ができるので、そういう意味も含ませた態勢でございます。

○藤野繁雄君 さつきもお話のあつたように、アメリカのカーボン・プラックの種類は四十種類ぐらいある。日本には十種類ぐらいしかないといふことで、どう見つてダイヤなんが使うのであつたならば日本にできたところのかーボン・プラックでもいいが、いわゆる印刷用のインクを作るためには、アメリカのものを輸入しなければいけない、こういうふうな話もありますが、如何ですか。

○参考人（中原乾二君） 印刷インクには二通りございまして、一つは新聞インクでございます。新聞インクが黒で三分の一くらいを占めています。

それから三分の一ぐらいが、それ以外の印刷のインクを占めているのです。その新聞以外の印刷におきまして、非常に高級な印刷、写真版の入った高級の紙に印刷するそのインクは、現在では国産品では生産されません。これはインク用というものが最もカーボン・ブラックの関税に關係のあるところであります。関税が値上げになつたら、それは三菱化成、東京ガス、日鉄化学、この三者において太刀打ちができるということをはつきり申しているのです。

○藤野繁雄君　そうすると、現在暫定的な一〇%というものを二〇%の関税にしたらば、日本においても必要な三分の一の、立派なカーボンができる、輸入の必要はなくなつて来るというようなことを考えていいのですか。

○参考人(中原乾二君) 私はそういうふうに考えております。

○小林政夫君　念のために聞きますが、輸入品がトン当たり十万円とするところ、国内品の単価は十万円くらいですか。トンで。まあ物によるでしようが……。

○参考人(中原乾二君) 先ほどは平均を申上げましたので、輸入品でも最低が七八万円から大きいのは六十万円くらいまでのものがございます。そして一番大量に使われます、ゴム用の平均が、大体ゴム用が大部分でござりますが、そういうものを平均いたしまして大体C.I.F十万円ぐらい、それに一割上りますと十二万五千円ぐらいになるでございましょう。国産は十二万五千円ぐらいまでの線に下げよう。具体的に三万円ぐらいであります。もう一割上りますと十二万五千円ぐらいになるでありますと十二万五千円ぐらいになるでございましょう。国産は十二万五千円

申しますと、そういうことであります。併し、個々の品質によりましては非常に高い物もありますが、高い物は高い物なりに、やはりその圈内にあるわけであります。そういう問題と同じ問題があるわけでございます。

○小林政夫君 米国ではいろいろバラエティがあつて、四十種類ぐらいある。日本では十種類ぐらいしかない。これは作らうと思えば技術はあるのですか。米国のバラエティに相應する……。

○参考人(中原乾二君) 昨年の一年間ににおける国産のカーボン・プラックの技術は非常な飛躍ございまして、私の見ている限りは大体どういう品種でも作り得る。ただ非常に少量しか要らないようなものが経済的に成り立つかどうかということには疑問を持ちます。が、大口に使われるものについては大体経済的に成り立つと考えております。

○小林政夫君 關税部長に伺いたい。この件を決定するについて、あなたのほうではいろいろ人の意見を聞いておられるでしようけれども、我々が判断するのに、こういうところの意見は聞いておいてもらわなければいかんということがありますか。今の中原さん以外に……。

○政府委員(北島武雄君) カーボン・ブラックのメーカー側とユーチャー側とを包含しておきますカーボン・ブラック懇話会の専務理事の中原さんが個人の御意見かも知れませんが、今のようなお話をござります。ただユーチャー側から申しますと日本のカーボン・ブラックは品質がまだ落ちておるといふことを言つておられるのでありますが、その点もやはり一つの判断の資料

ではなかろうかと思われます。そこで
若し参考的に意見をお聞きになるとい
うことのございましたら、或いは品質
の点について、日本のものと向うのも
のとの程度であろうか、又、日本の
現在の技術はどの程度であろうかとい
うことを、別途、又、技術面のかたかた
お聞きになつたらよろしいのではないかと、こう考
えます。

○委員長(大矢半次郎君) ちよつと速
記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ
て下さい。

○小林政夫君 これは私の質問する趣
旨を誤解してもらふと困るのだが、うち
の緑風会では、強力に、こうしても
らいたい、この原案がよろしいという
考え方なんすけれども、私自身の勉強
のために聞くと、コーンスターの製
造のための「こうりやん」「どうもろ
こし」を免税にしたのですね。これは
はつきりコーンスター用に供すると
いうことが確認できるのですか。

○政府委員(北島武雄君) 関税定率法
の一部を改正する法律案の第十三条の
規定でございますが、この規定により
まして減税又は免税いたします場合に
おきましては、あらかじめ税關長が承
認した工場においてやることになつて
おりまして、そうして工場を特定し、
原料をはつきり確認いたしまして、そ
の上で又製品を確認するということにな
つておりますので、漏れるようなこ
とはないわけでございます。

○小林政夫君 それはもう確認は、こ
の法規上は一々報告をとるということ
になつておるから問題はないのですけ
れども、実際僕は素人で全然知らない

ては三つ割り以上に粉砕し、又は挽いて碎いてあるなど、現在農林省と打合せて実行いたしますことを法律で規定いたしましたわけであります。即ち他の用途に使用できない程度の配合飼料でなければならん、大体の考え方はそういうつもりであります。

○白井勇君 十二条では、主要食糧と申しますが、ここに書いてあります
が、米、大麦、小麦、大豆、これほど
ういうふうになつておりまして免税減
税の措置がとられておるわけですか。

○政府委員(北島武雄君) 大豆につきま
しては、現在、定率法の附則において免
税いたしておるわけであります。今年の
三月の末日までの免税期限でございま
するが、更に一年間延長するよう御
提案いたしておるわけであります。

○白井勇君 これは細かいことですけ
れども、これは米や麦、大豆は、今免稅
になつているから問題ないようですが
れども、本来の建前からいいますと、
税率が、例えていいますと、米につきま
しては一応一五%ですね、それから
大豆におきましては一〇%，それから
小麦におきましては二〇%，それから
或る程度のきざみがある、これは一体
どういう考え方に基づくのですか。

○政府委員(北島武雄君) 鑑査課長よ
り技術的なお答えを申上げます。

○説明員(木谷忠義君) お答えいたし
ます。農産物の関税につきましては、
主要農産物は、消費者の側から見ると、
成るべく関税が安いほうが負担が軽く
なつてよろしいということをございま
す。又一方、生産者の側からします
と、農村保護と申しますか、農業保護
の見地から、日本全人口の約四割七分

くらいが農村人口でございまして、そのほうの保護の面から言いますと、農産物の関税は相当高くなるほうがよろしいという意見もございます、それで昭和二十六年の関税率一般改正の際に前戦からの税率でありました一割五分、それを大体基準にいたしまして、一割五分ということに現在の税率はきつたわけでございます。それから大豆につきましても、同様に、戦前から豆につきましては、従量税でございましたのですが、大体一割程度の税率がきつたのでござります。それから小麦につきましては、小麦は日本の裏作奨励という見地から、戦前、昭和七年でございますが、相当高率の関税をかけてこれが定められた税率がありましたものですから、小麦についてはなお増産を相当奨励しなければならんという見地も農林省は持つていて、そういうふた保護の意味も考えまして米より一段高い二割ということにきつております。大体これが関税率法の別表の税率でございます。

○白井勇君 そうなりますと、昔の状態であれば、基本的にはそういうよう

なことによかったのか、知れませんけれども、而も二十六年あたりでこういふ基本的な税率がきまるということになりますと、どうも私たち素人から見るといふと、こういふうに小麦が二十で大豆は十だ、米は十五だというふうにきざみ方をつけるのならば、どうも実態に合わないような感じを持つわけですが、これはどういうものですかね。今取りあえず無税になつております。

○白井勇君 そういたしますと、私根本的にお伺いしてみたいのですが、その税率をきめます場合に、一応委員会があつて、そこできつて国会に出て

くらいいが農村人口でございまして、そのほうの保護の面から言いますと、農産物の関税は相当高くなるほうがよろしいという意見もございます、それで昭和二十六年の関税率一般改正の際にいたしました結果、米につきましては、これら主要農産物について、そのことにつきまして非常に細かく検討をいたしました結果、米につきましては前戦からの税率でありました一割五分、それを大体基準にいたしまして、一割五分ということに現在の税率はきつたわけでござります。それから大豆につきましても、同様に、戦前から豆につきましては、従量税でございましたのですが、大体一割程度の税率がきつたのでござります。それから小麦につきましては、小麦は日本の裏作奨励という見地から、戦前、昭和七年でございますが、相当高率の関税をかけてこれが定められた税率がありましたものですから、小麦についてはなお増産を相当奨励しなければならんという見地も農林省は持つていて、そういうふた保護の意味も考えまして米より一段高い二割ということにきつております。大体これが関税率法の別表の税率でございます。

○白井勇君 そうなりますと、昔の状態であれば、基本的にはそういうよう

なことによかったのか、知れませんけれども、而も二十六年あたりでこういふ基本的な税率がきまるということになりますと、どうも私たち素人から見るといふと、こういふうに小麦が二十で大豆は十だ、米は十五だというふうにきざみ方をつけるのならば、どうも実態に合わないような感じを持つわけですが、これはどういうものですかね。今取りあえず無税になつております。

○白井勇君 そういたしますと、私根本的にお伺いしてみたいのですが、その税率をきめます場合に、一応委員会があつて、そこできつて国会に出て

ますから問題はないと思いますが、基

本的な建前としてはちょっとおかしい

ような感じがするのですが、戦前なら

まだ今のお話もわかるかも知れませ

んけれども、恐らく二十六年にそ

ういうふうに考えていいです

すが、どうですか。

○政府委員(北島武雄君) 只今の御趣

旨は、恐らく戦後の事情によりまし

て、一五%という税率は高いのじやな

いかと、こういふお話しやなかろうか

と思いますが、主食につきましては、

農林省で農業経営の観点から非常に大

きな関心を持っておりまして、消費者

の立場から見ますれば、現在免税にな

つておるからよろしいのでござります

が、恒久的な税率といたしましても、或

る程度将来の場合を見通しまして相当

程度の保護関税をとつておいてもらひ

たいというのは、農林省の伝統的な強

い要望でござります。昨年ガットヘ

加入の際にいろいろ審議いたしました

ときにも、主食関係については絶対に

据置きをしないでくれという要求され

ました。これは私が関税率法の別表の

税率でございます。

○白井勇君 そうなりますと、昔の状

態であれば、基本的にはそういうよう

なことによかったのか、知れませんけれども、而も二十六年あたりでこういふ基本的な税率がきまるということになりますと、どうも私たち素人から見るといふと、こういふうに小麦が二十で大豆は十だ、米は十五だというふうにきざみ方をつけるのならば、どうも実態に合わないような感じを持つわけですが、これはどういうものですかね。今取りあえず無税になつております。

○白井勇君 そういたしますと、私根本的にお伺いしてみたいのですが、その税率をきめます場合に、一応委員会があつて、そこできつて国会に出て

ますから問題はないと思いますが、基

本的な建前としてはちょっとおかしい

ような感じがするのですが、戦前なら

まだ今のお話もわかるかも知れませ

んけれども、恐らく二十六年にそ

ういうふうに考えていいです

すが、どうですか。

○政府委員(北島武雄君) 各省の要求

がそのまま通つておるということはございません。各省から思いついにそれ

ぞ相当の各省にあらかじめお打合せ

になつて、その動きを大体とつておる

と、こういふふうに考えていいです

ます。

○政府委員(北島武雄君) 活性炭につ

きましては、通産省の当該担当部局か

ら関税率を引上げてもらいたいという

要望がございましたので、私どものほ

うで調べましたところを御披露いたし

ますと、我が国における生産状況につ

きまして、年々相当の上昇を示して

おります。数字的に申上げますと、昭

和二十六年度におきましては三千九

一トンの生産でございましたのが、二

十七年度におきましては四千八百八十

五トン、更に昭和二十九年度におきま

しては、四月から十月までの半年の数

字でございますが、四千百四十トンと

いうふうに、年々生産は上昇いたして

おります。これに対比いたしまして、

輸入のほうは極めて微々たる数量でございまして、昭和二十六年度は五百四

トン、二十七年度が二百十五トン、二

十八年の四月から十月まで百七十

トンというふうに、全体としまして輸入

は若干価格の点におきまして引上げま

したほうが、メーカーには都合がよろ

しいかもと思うのであります。公け

品(別号に掲げるものを除く)は二〇

〇%の課税をしておるわけであります。

○政府委員(北島武雄君) 税表の分類

もあわんと、国内の産業の基礎がやは

り安定しないと、こういう考え方があ

るのですね。誠にこれは尤もなことの

うちに私は聞いておるのでですが、これ

は一つもう一遍考え方直してみられるお

考えがないかどうか伺いたい。

○政府委員(北島武雄君) つづけてお

りおきましては、從来までのところ税

番号千七百十三号木炭その他に入るか

と解説して取扱つております。

○白井勇君 私もこれは誠に素人でよ

くわかりませんけれども、実はちよつ

と調べてみたのですが、これにつきま

しては、先どカーボン・プラックにつ

きましての関税率引上げの問題が出て

おりましたが、主務省の通産省からは

非常に強い要望がありまして、最近工

場も六割ぐらいしか操業していない

し、日本でも相當いいものができます

と、こういふことで、少くともこれは

あります。実際私どもそう思うのですが、

これがどういうふうに思われる

ところでは、もとへここに入ること

がますいのだという考え方があるので

あります。実際私どもそう思うのですが、

これがどういうふうに思われる

ところでは、もとへここに入ること

いするほどの説明は、実は私どもなかなかできにくいということと、それからもう一つは、ガットの仮加入におきまして、一応活性炭は関税率の据置きから除外品目になつております。フリーハンドはとれるわけでござりますが、日本といましましては、本年中には関税交渉を行いましてガットに正式に加入了したい希望を持ち、又これを期待しておるわけであります。その際におきまして、引上げる場合におきましては、よほどの理由がないと、実は対外的の関係におきましてでも或いは悪影響があるのではあるまいかと、こういう気持も実はいたしておるわけあります。かたゞ、今回の関税率定率法の改正におきましては、別表の輸入税率を変えないという態度をとつたわけでございます。

○白井勇君 私はこれ以上申上げませんけれども、通産省では、一応、関係でも余り外国に影響はない、こ

ういうふうに、今のお話のように見ておるようです。まあこれは通産省でも、余りこれを問題にしますと、又、大

蔵省に睨まれるし、事務当局としては余り委員会でしやべつてもらいたくな

いという話でありましたから、私は控えつもりでおりましたけれども、まあちよつと申上げたのですが……。な

お先はどうカーボン・ブラックの話もありましたけれども、やはりこれは国内のいろいろな資源を活用して産業を興すというような意味合いにおきまして、なお一考を要する点がありますれば、よく通産省とお打合せになつて、又お考え願うということに一つ御努力を願いたいという希望だけ申上げておきます。

○政府委員(北島武雄君) 御希望はよろしく承りました。十分考え方としてございまして、或る関税率を引上げてくざいます。ただ関税率につきましては、なか／＼これはむずかしいのでございませんが、これは行かれては、なか／＼そなうものであります。引上げようと思う場合には、必ずそれに対するユーズー側のことも考えなければなりません。あるいは関税率を引上げさえすれば、それがいい顔ができるかと言えば、必ずしもそうではない。引上げた場合におきましては、それに対するメーカー側のことも考えてやらなければなりません。なか／＼むずかしいのであります。活性炭につきましては、只今穢々申上げましたように、ユーズー側の抵抗を排除いたしまして而も引上げるだけの積極的な理由に乏しいものと私は考えたわけであります。なお活性炭のメーカーの状況等につきましては、今後十分にその様子を見て参りたいと存じます。

○藤野繁雄君 十三条の第一項の第二号ですね、「油の製造に使用するための落花生」、こう書いてあるが、油製造のために落花生は現在どのくらい輸入しておるのでですか。

○政務委員(北島武雄君) 現行の附則

今計数を調べておりますので、わかり次第お答えいたします。

○藤野繁雄君 それから第四号の「アセトン及びブタノールの製造に使用す

るための変性糖みつ」、これもどのく

らいの数量において輸入しておるか、おわかりになつたらお知らせ頂きたい

と思ひます。

○政府委員(北島武雄君) 只今の「油の製造に使用するための落花生」と共に、数字をつきましてお答えいたします。

○藤野繁雄君 二十一條の第一項の第一号ですね、「あへんその他の麻薬」、こういうふうなものと、政府が輸入するもの及び政府の許可を受けた者が輸入するもの」と、こうなつて、が、これもどのくらいの数量を輸入しているか、お知らせを願いたいと思います。

○政府委員(北島武雄君) 二十一條の一號につきまして、「政府が輸入する

もの及び政府の許可を受けた者が輸入するものの数字につきましては、最近は、これもよく調べましてお答えいたしました。

○藤野繁雄君 それから附則の第八項です。「小学校又は盲学校、ろう学校

若しくは養護学校の小学部若しくは保育所の児童の給食の用に供する乾燥脱脂ミルクで、……政令で定めるところにより」と書いてありますが、これは乾燥脱脂ミルクの免稅は政令でどう

なります。これに対しまして国内の消費でございますが、消費は昭和二十七

年におきまして六億四千五百七十四万六千ポンドであります。昭和二十九年におきまして、二十八年に

度見込んでおりますのは、数量にいたしまして五十万石、単価石当たり四千円

といふ見込みでございます。

○小林政夫君 輸入先は……。

○政府委員(北島武雄君) 只今林野厅で見込んでおりますのは、数量にいたしまして九億一千三百三十八万六千ポンド、昭和二十九年におきまして輸入するのですか。

○政府委員(北島武雄君) 先ほど藤野先生から御質問がございました、油を

製造するための落花生の輸入額はどの程度であるかということであります

が、昭和二十八年度におきまして、四月から十二月までの数字でございます

が、七百七十四万八千円でございました。なおアセトン及びブタノールを製

造するための変性糖みつの輸入価格は、同じ去年の四月から十二月までの

期間におきまして三億一千百八十六万八千円という数字に相成つております。

○藤野繁雄君 今この陳情書を見てみますと、新聞社の代表からは紙が足らないから無税にしてくれ、一方の洋紙

は、なかなか余るからというようなことを

思ひます。

○政府委員(北島武雄君) 最近におきました。

○政府委員(北島武雄君) 昭和二十九年におきましては、約五十万石でございま

す。ただこれは多分に希望的数字も入つてゐるようでありまして、果してそ

の程度の輸入が実現できるかどうかは

疑問の点もあるかと存じますが、とにかく従来の実績よりも遙かに多くの數字を輸入したいという気持のようであ

ります。

○政府委員(北島武雄君) これは見込みでございますが、一年

は、これは見込みでございますが、一

年におきまして六億四千六百万ポンド程度は生産されるのじやなかろうかという予想でござります。

○政府委員(北島武雄君) これは見込みでございますが、これに対しまして昭和二十八年におきま

しては、国内生産の新聞用紙の数量は申上げますと、昭和二十七年におきま

しては、九億九百五十八万九千ポンドと

六億一千四百五十二万六千ポンド、こ

の製造に使用するための落花生」と共に、数字をつきましてお答えいたしてお

りますが、これはどのくらい輸入されるのですか。

○政府委員(北島武雄君) 昭和二十九年におきましては、約五十万石でございま

す。ただこれは多分に希望的数字も入つてゐるようでありまして、果してそ

の程度の輸入が実現できるかどうかは

疑問の点もあるかと存じますが、とにかく従来の実績よりも遙かに多くの數

字を輸入したいという気持のようであ

ります。

○政府委員(北島武雄君) これは見込みでございますが、これに対しまして昭和二十八年におきま

しては、国内生産の新聞用紙の数量は申上げますと、昭和二十七年におきま

しては、九億九百五十八万九千ポンドと

六億一千四百五十二万六千ポンド、こ

とになつているが、一体どちらが本当

でしようか。

ますが、この現在程度の建貢であるならば、大体において生産は需要を賄なつて丁度いいのではなかろうかと、こういう通産省の見込みのようあります。但しこれにつきましてはいろいろ議論のあるところでありまして、必ずしも十二分にストックがあるようには生産はできておりません。大体消費におつかつ程度の生産であります。従いまして、通産省においては昭和二十一年度におきまして一緊急輸入をするような事態があつた場合におきましては、約十五日程度の新聞用紙の輸入を確保する程度の資金をリザーヴしておる、こういう意向のようあります。

○小林政夫君 輸入先は……。

○政府委員(北島武雄君) 昨年輸入いたしましたのはカナダであります。

昭和二十七年に輸入いたしましたのはアメリカでございます。なお昨年輸入契約いたしましたものの中で、フイン

ランドから参りましたのがまだ本年一度ばかりに全部入つて来ないという見

いことになつております。

○藤野繁雄君 二十七年度はどこか

○政府委員(北島武雄君) 価格といった

しましては、運賃その他を加えますと

日本のよりも安くないようであります。

ただ木材資源を保護する、保存す

る意味におきまして、林野庁で相当輸

入さしておる、こういうわけであります。

価格におきまして国産品よりも多

少高いのでありますと、免税してく

れ、こういう要求であります。只今の木

材の価格は、更により正確に申上げま

すと、つか属におきましては、最近C

I F価格で四千百七十円でございま

す。ただこれにチャージ等を加えるわ

けであります。これに大体同じもの

ではございませんが、杉の小角とい

うふうに考えております。

○政府委員(北島武雄君) 大変失礼いたしました。新聞用紙と思いまして新

聞用紙の輸入先を申上げましたが、木

材は只今のところアメリカとカナダを

予定いたしております。

○説明員(木谷忠義君) お答えいたし

ました。木材は桐でございます。桐は

十九年度中におきまして、輸入業者が

政府の許可を受けまして輸入いたしま

した実績は若干ございまして、ペルー

の国からコカ葉二十六トンを合計で輸

入いたしております。

○小林政夫君 建築用材が安いとい

うことですか、入るのは。この輸入に

仰ぐというのは日本の木材資源の節約

のためなんですか。狙いは何ですか。

○政府委員(北島武雄君) 価格といった

しましては、運賃その他を加えますと

日本のよりも安くないようであります。

ただ木材資源を保護する、保存す

る意味におきまして、林野庁で相当輸

入さしておる、こういうわけであります。

価格におきまして国産品よりも多

少高いのでありますと、免税してく

れ、こういう要求であります。只今の木

材の価格は、更により正確に申上げま

すと、つか属におきましては、最近C

I F価格で四千百七十円でございま

す。ただこれにチャージ等を加えるわ

けであります。これに大体同じもの

ではございませんが、杉の小角とい

うふうに考えております。

○政府委員(北島武雄君) 第二次世界

大戦後、疲弊した世界経済を建て直す

には、これはどうしても自由通商によ

つて行かなければならんという大きな

理想の下に、各国が集まりまして、昭

和二十二年にガットというものができ

たわけであります。その当時の理想と

いたしましては、関税障壁を非常に低

ら。僕のほうは木棟の产地があるので

すがね。

○説明員(木谷忠義君) お答えいたし

ました。木材は桐でございます。桐は

はどのくらいあるかというお尋ねでございましたが、昭和二十七年度及び二

十八年度中におきまして、輸入業者が

政府の許可を受けまして輸入いたしま

した実績は若干ございまして、ペルー

の国からコカ葉二十六トンを合計で輸

入いたしております。

○小林政夫君 建築用材が安いとい

うことですか、入るのは。この輸入に

仰ぐというのは日本の木材資源の節約

のためなんですか。狙いは何ですか。

○政府委員(北島武雄君) 価格といった

しましては、運賃その他を加えますと

日本のよりも安くないようであります。

ただ木材資源を保護する、保存す

る意味におきまして、林野庁で相当輸

入さしておる、こういうわけであります。

価格におきまして国産品よりも多

少高いのでありますと、免税してく

れ、こういう要求であります。只今の木

材の価格は、更により正確に申上げま

すと、つか属におきましては、最近C

I F価格で四千百七十円でございま

す。ただこれにチャージ等を加えるわ

けであります。これに大体同じもの

ではございませんが、杉の小角とい

うふうに考えております。

○政府委員(北島武雄君) 大変失礼いたしました。新聞用紙と思いまして新

聞用紙の輸入先を申上げましたが、木

材は只今のところアメリカとカナダを

予定いたしております。

○説明員(木谷忠義君) お答えいたし

ました。木材は桐でございます。桐は

はどのくらいあるかというお尋ねでございましたが、昭和二十七年度及び二

十八年度中におきまして、輸入業者が

政府の許可を受けまして輸入いたしま

した実績は若干ございまして、ペルー

の国からコカ葉二十六トンを合計で輸

入いたしております。

○小林政夫君 建築用材が安いとい

うことですか、入るのは。この輸入に

仰ぐというのは日本の木材資源の節約

のためなんですか。狙いは何ですか。

○政府委員(北島武雄君) 価格といった

しましては、運賃その他を加えますと

日本のよりも安くないようであります。

ただ木材資源を保護する、保存す

る意味におきまして、林野庁で相当輸

入さしておる、こういうわけであります。

価格におきまして国産品よりも多

少高いのでありますと、免税してく

れ、こういう要求であります。只今の木

材の価格は、更により正確に申上げま

すと、つか属におきましては、最近C

I F価格で四千百七十円でございま

す。ただこれにチャージ等を加えるわ

けであります。これに大体同じもの

ではございませんが、杉の小角とい

うふうに考えております。

○政府委員(北島武雄君) 大変失礼いたしました。新聞用紙と思いまして新

聞用紙の輸入先を申上げましたが、木

材は只今のところアメリカとカナダを

予定いたしております。

○説明員(木谷忠義君) お答えいたし

ました。木材は桐でございます。桐は

はどのくらいあるかというお尋ねでございましたが、昭和二十七年度及び二

十八年度中におきまして、輸入業者が

政府の許可を受けまして輸入いたしま

した実績は若干ございまして、ペルー

の国からコカ葉二十六トンを合計で輸

入いたしております。

○小林政夫君 建築用材が安いとい

うことですか、入るのは。この輸入に

仰ぐというのは日本の木材資源の節約

のためなんですか。狙いは何ですか。

○政府委員(北島武雄君) 価格といった

しましては、運賃その他を加えますと

日本のよりも安くないようであります。

ただ木材資源を保護する、保存す

る意味におきまして、林野庁で相当輸

入さしておる、こういうわけであります。

価格におきまして国産品よりも多

少高いのでありますと、免税してく

れ、こういう要求であります。只今の木

材の価格は、更により正確に申上げま

すと、つか属におきましては、最近C

I F価格で四千百七十円でございま

す。ただこれにチャージ等を加えるわ

けであります。これに大体同じもの

ではございませんが、杉の小角とい

うふうに考えております。

○政府委員(北島武雄君) 大変失礼いたしました。新聞用紙と思いまして新

聞用紙の輸入先を申上げましたが、木

材は只今のところアメリカとカナダを

予定いたしております。

○説明員(木谷忠義君) お答えいたし

ました。木材は桐でございます。桐は

はどのくらいあるかというお尋ねでございましたが、昭和二十七年度及び二

十八年度中におきまして、輸入業者が

政府の許可を受けまして輸入いたしま

した実績は若干ございまして、ペルー

の国からコカ葉二十六トンを合計で輸

入いたしております。

○小林政夫君 建築用材が安いとい

うことですか、入るのは。この輸入に

仰ぐというのは日本の木材資源の節約

のためなんですか。狙いは何ですか。

○政府委員(北島武雄君) 価格といった

しましては、運賃その他を加えますと

日本のよりも安くないようであります。

ただ木材資源を保護する、保存す

る意味におきまして、林野庁で相当輸

入さしておる、こういうわけであります。

価格におきまして国産品よりも多

少高いのでありますと、免税してく

れ、こういう要求であります。只今の木

材の価格は、更により正確に申上げま

すと、つか属におきましては、最近C

I F価格で四千百七十円でございま

す。ただこれにチャージ等を加えるわ

けであります。これに大体同じもの

ではございませんが、杉の小角とい

うふうに考えております。

○政府委員(北島武雄君) 大変失礼いたしました。新聞用紙と思いまして新

聞用紙の輸入先を申上げましたが、木

材は只今のところアメリカとカナダを

予定いたしております。

○説明員(木谷忠義君) お答えいたし

ました。木材は桐でございます。桐は

はどのくらいあるかというお尋ねでございましたが、昭和二十七年度及び二

十八年度中におきまして、輸入業者が

政府の許可を受けまして輸入いたしま

した実績は若干ございまして、ペルー

の国からコカ葉二十六トンを合計で輸

入いたしております。

○小林政夫君 建築用材が安いとい

うことですか、入るのは。この輸入に

仰ぐというのは日本の木材資源の節約

のためなんですか。狙いは何ですか。

○政府委員(北島武雄君) 価格といった

しましては、運賃その他を加えますと

日本のよりも安くないようであります。

ただ木材資源を保護する、保存す

る意味におきまして、林野庁で相当輸

入さしておる、こういうわけであります。

価格におきまして国産品よりも多

少高いのでありますと、免税してく

れ、こういう要求であります。只今の木

材の価格は、更により正確に申上げま

すと、つか属におきましては、最近C

I F価格で四千百七十円でございま

す。ただこれにチャージ等を加えるわ

けであります。これに大体同じもの

ではございませんが、杉の小角とい

うふうに考えております。

○政府委員(北島武雄君) 大変失礼いたしました。新聞用紙と思いまして新

聞用紙の輸入先を申上げましたが、木

材は只今のところアメリカとカナダを

予定いたしております。

○説明員(木谷忠義君) お答えいたし

ました。木材は桐でございます。桐は

はどのくらいあるかというお尋ねでございましたが、昭和二十七年度及び二

十八年度中におきまして、輸入業者が

政府の許可を受けまして輸入いたしま

した実績は若干ございまして、ペルー

の国からコカ葉二十六トンを合計で輸

入いたしております。

○小林政夫君 建築用材が安いとい

うことですか、入るのは。この輸入に

仰ぐというのは日本の木材資源の節約

のためなんですか。狙いは何ですか。

○説明員(木谷忠義君) お答えいたしました。木材は桐でございます。桐は

はどのくらいあるかというお尋ねでございましたが、昭和二十七年度及び二

十八年度中におきまして、輸入業者が

政府の許可を受けまして輸入いたしま

した実績は若干ございまして、ペルー

の国からコカ葉二十六トンを合計で輸入いたしております。

<p

つて来るのでありまして、この数月は十二分にアメリカの動向を注意して行く必要があるうかと考えます。大体の方向といったしましては、昔のように関税戦争を引き起すというようなことは各国とも避けたいような希望ではあります。が、現実の情勢としては、それぞれの国内事情もありまして、自由通商の理想と国内産業の保護という二つの要請の矛盾に悩んでおるというのが世界各国の状況ではなかろうか、こう考えます。

○菊川孝夫君 そういう際に、日本のこの関税定率法は、若干敗戦直後非常に物資が不足して、あらゆる食糧から織維品、すべてのものが不足をいたしましたので、相当無税で輸入して不足物資を補おうとした傾向があつたことは、これはお認めになると思うのですが、従つて今のフリー、無税というのは大分多いのですが、これらについてもそろ／＼再検討しなければならないやつが出て来ておるのじやないかといふように私は思うのですが、例えば皮革類であるとか、その他毛皮の製品、これらについては考えなければならん。それから今年はまあ政府の緊縮予算で、輸出は増進しなければならんが、輸入は極力抑えよう、こういう方針も一つあるわけですが、できる限り国内品で、化学製品にいたしましても間に合せるようにならなければいかんというときに、化学製品なんかでも大分無税のものはまだ相当あるわけなんです。これらについて、この機会に定率法改正案を出される場合に、一つ一遍振り返つて見る必要があるのじやないか、かようには私は思うのですが、毎年、関税定率法の改正が出されましても、終

戦直後の物資不足なときから、今日大分いろいろ／＼余つて来ておる、デフレ傾向に向おうとしておる矢先に、この際ちよつと関税のほうでも考えなければならん問題があると思うのですが、これらについて御検討になつた上、今回お出しになつたかどうか、余り定率のほうの改正はないわけですがね。

○政府委員(北島武雄君) 現在の関税定率法の別表輸入税表は昭和二十六年に全面的に改正をいたしまして、従価税一本やりで来ておるわけであります。が、その改正のときの方針といたしますには、日本が将来ガットに入れた国から公正なる税率を現在持つておるというふうに見られないと工合が悪いということもございまして、曾つて課税いたしました奢侈品の従価一〇〇%などという税率は全部廃止いたしまして、最高五割の税率で抑えたのであります。この税率は世界各国におきましても比較的公正、むしろ多少低いほうの税率に属するかと思われるのです。ですが、終戦当時の事情と只今と比べて、この関税率を一般的に改訂する意向はないかという御質問でございますが、この点については、昨年日本がガットに仮加入いたしました際に、現行の税目の中約九二・五%に相当いたしまする品目につきまして、来年の六月まで又は日本がガットに正式に加入するまでの期間据え置くということを約束いたしたのであります。現在関税率の引上げは縛られておるような状況でございます。但し若し仮にこの制約がない場合において、相當関税率を引上げるのではないかといふようなことについては、私どもといった

ましては、昭和二十六年に設定いたしました関税率は、比較的国際的に見ても妥当と言われる税率であると考えておりますので、仮にガットによる制約がない場合におきましても、全般的に関税率を改訂するというようなことは、その必要をまだ感じておらないわけであります。今回の関税定率法の改正におきましても、別表の輸入税表について、只今申しました考え方或いはガットの仮加入の際の制約等も考慮まして関税率の改訂を行なつてないわけでございます。

○菊川孝夫君 それからもう一つお尋ねしたいのですが、税關の問題ですけれども、港湾を視察いたしましたときに、昔、税關長のところへ行けば、殆んど戦前は輸入輸出手続を殆んど完了して、税關長が殆んど権限を持つて今までやつておつたのです、そういう事態があつたことはお認めになると思う。

古い時代は別といたしまして、かなり税關と申せば税關一本で片がついておつたのですが、盛んに最近は運輸省のほうの海運局関係の役所ができまして、同じような書類をほうくへ出さなければならんというので、これについて業者のほうでは、もつと港湾行政と言いますが、港のほうの行政の簡素化をしてもらいたい、どちらかに統一してもらいたい、こういう要望があるわけですが、これは定率法の問題とは違いますけれども、関税部長おいでだから一つお尋ねしておきたいのですけれども、この問題は一層御検討にあなたのほうはなつておられるかどうか伺いたい。

したように、現状では甚だ各種の機關が乱立いたしておりますし、そのため又行政も非能率になつておるという点は否めない事実といたします。戦前におきましたは、これは大正十三年に相当大きな港港行政の機構の変革がございまして、その際、動植物の検査、検疫或いは人の検査等につきまして、すべて税関において統合してやつておられたわけでございます。こういう状態が昭和十六年まで続いたのであります。昭和二十二年の六月再び税關が開かれるということになりましたが、昭和十八年におきました税關をすべて吸収して、税關といふものは一応姿を消した恰好になつております。これが昭和二十二年の六月再び税關が開かれるということになりますが、その際におきました税關が別なものは、一応姿を消した恰好になつております。これに従来税關が実行いたしております。従来税關が実行いたしておられた仕事については、例えば動植物の検査については、これは農林省が別な機関を持つておられるので、税關が乱立して、終戦後のアメリカの占領下におきまして、アメリカの行政機構といふのは大体において組織になつております。そして、仕事の機能によつて中心から下までつと縱に一本に貫く線でありますので、そういう思想から日本の昔の海事官庁の機構をつかりばらくにしたのが現状でございます。この結果、業者といつてしましては、単に税關だけではなく、動植物の検査所にも或いは検疫所にも、その他、又、貿易管理については通商事務所或いは通産局等と、運営しなければならぬわけであります。

す。非常に非能率になつておることは非常に事実であります。これにつきましては、結局、港湾行政機構をどういうふうに持つて行くかということ是非常に大きな國の方策の一つでござりまするので、私どものほうといたしましては、大きな見地から考えて、昔のように簡素な姿において港の機關が統合され、それで、そうして各省大臣は別々にその港の官廳を所管事項については指揮監督するという方法で行われるならば、比較的うまく能率的に行われるのじやないかというふうに考えておりますが、なか／＼各種の抵抗もございまして、私どもの期待が実現できないような現状でございます。

のような機械がございます。輸出先へ持つて行かなければメーカーが直してく
れないと、なにかともござります。そ
ういう場合に、前と性質形状を変じたか
らと言いまして、次に入つて来るとき
に全部税金をとるということは非常に
酷であると考えられますので、そういう
場合におきましては、加工によると
ころの価値の増加分だけに対し関税
をかけることができるよう措置いた
してあるのがこの条文でございます。
○菊川孝夫君 いや、これは実際問題と
して、今そんな十一條のようなもの
は、現実にそういう品物はあるのでしょうか。
どういうのが主に利用さ
れておるのかどうかということを聞き
たいのですが。

これが各項あるわけですが、この製造用の原料品ということになりますと、「一番大きなのは棉花だとそれから羊毛」ということになるわけですね、一番大きな製造用の原料品というふうになると……。これにあらは時は特別なものばかり、特定なものばかりを少しずつ出しておるのであります。が、もう製造用の原料品ということになると、原則としてあなたのほうの税関とすれば、原則としてあなたの方の税關としては……、こつちの、日本の品物が割高だ、割高だということを盛んに言われておりますが、それが対策として、製造用の原料を使って今度は輸出をするといふものについては、すべてこれは免税という方針をおとりになるかどうか。これは一つこれと関連しまして問題だと思うのですが、割高だ割高だと言つて税金を一々かけておつたのは大変だと思いますが……。

ときには、その産業の基礎を危うくするというような場合におきまして免税している事例もございます。例えば四号の「アセトン及びブタノールの製造に使用するための変性糖類」、そういう趣旨のものであります。油の製造に使用する落花生、落花生としては一般的には免税しないけれども、落花生油というものは極めて重要な油脂食品でござりますので、そういうものについてまして、すべての原料品について免税するというような、それぐく目的があつて特定の物資を製造するための原料品を免税いたしておるのであります。それで、すべての原料品について免税するという趣旨では毛頭ございません。なお、この十三条の製造用原料品の免税又は減税のほかに、輸出貨物の製造用原料品の減税、免税、又は戻し税というものが十九条に規定してございます。これは特定のまあと歩留その他が相当はつきりしたものでなければ工合が悪いのですが、そういうもので特定の輸出品の製造に使用するための原材料については、政令で品目を指定いたしまして免税する措置が講ぜられております。この輸出原材料の製造用原料品の減税、免税又は戻し税につきましては、今後の貿易の状況によりまして必要ある品目につきましては、できるだけ政令において指定いたしまして、貿易の振興に多少でもお役に立つよういたしたいと考えております。

だからその砂糖の儲けを或る程度、今度は輸出をする場合に、疏安その他の品物が出て行くのに、こちらでは品物が割高であるためになかく向うへ売れない。だからこういった割高品を安く売るために、砂糖のほうで儲けたのをそちらへ廻すという操作も行われております。従つて疏安の輸出代まで砂糖の税金を払わなければならぬことになつて来る。これは砂糖の消費税の際にもう一遍お尋ねしたいと思うが、あなたのほうの輸入の税関行政の面においては、そういうことは關係ないですか。

○政府委員(北島武雄君) 税関行政の面におきましては、そういうことは關係ございません。

○成瀬暢治君 アメリカが最近関税をグッと急に上げたようなものはないですか。

○政府委員(北島武雄君) 昨年アメリカにおきまして関税引上げ運動の対象になりました品目は、冷凍及び生のまぐろを中心いたしまして、塩水漬けのまぐろの罐詰、それと陶磁器、ミシン、捺染絹スカーフ、時計用の金属製腕輪、それとロガリオと申しまして、キリスト教の儀式に用いる珠数みたいなもの、吹きつけガラス製品等がございますが、結局引上げの実現をみましたのは乾燥いちじくだけであります。

○成瀬暢治君 陶磁器の七宝焼は……。

○政府委員(北島武雄君) 七宝につきましては、恐らく陶磁器というところで引上運動の対象になつたかと思われます。但しこれにつきましては、只今申しましたように、一品目除きまして、或いは関税引上げのための予備的な審査機関であります関税委員会が拒否いたしましたり、或いは大統領が拒

否いたしまつたり、或いは又、業者か自發的に運動を中止する等によります。ただ一昨年まぐろの輸出が急激にとまつたようなこともあつたわけあります。昨年中といたしましては乾燥いちじくが引上げとなつております。

○成瀬幡治君 私はさつきこういう質問をしたのは、ランドール委員会の結果、あなたは非常に樂観的な見方を話されて、本当にそういうふうになれば非常にいいかと思つておるわけですがそれども、そういうあいまいものではないのじやないかと実は私は考へておるのです。併しランドール委員会の報告のようなら、アメリカがやつて行かなれば、私はアメリカは国際的に孤立しなければならんだろうと片方では思つてゐるのですが、併し国際情勢はそれを許さんじやないか。それに対しても、こうした関税の全般に対して、篠川君が言つておられたのですけれども、考慮してこういうことを考えたか。それに対しても今のよくなあまい情勢の下にこういうものを作つたんだと、或いはガットとの関係でこうだとおつしやるので、すが、お聞きしたい点は、そういうふうに向うがぱつと上げて來たものに対して、何かこう、報復的と申しますか、と言つちやいけないわけですが、そういうことじや困るからと言つて、こちらのほうから働きかけて下げると、いうのですか、その了解を得るというものですか。これは又現にやつてお

する等」、この「等」があるだけで、違う、非常に紛らわしい法律が並んでおる。簡略表示を用いるなら前から用いていいたらどうか。成るべく法律といふのは一読してわかるように一つ作つてもらいたい。

○成瀬脩治君　ちよとお尋ねしま
す。この密輸入の問題についてお聞き
しておりますと、件数は同じくらいで
すが金額が植えておる、或いは品物も
違つておるのじやないかと思ひますか
ら、そういうようなことについて一つ

一、閉鎖機関令の一部を改正する法
二、金融機関再建整備法の一部を改正する法律案

き、前条の規定により設けられた確定評価基準によつて評価が行はれた場合で生じた差益又は差損を

金融機関は、第二項の規定により分配してもなおその調整勘定に利益金の残額があるときは、これを当該金融機関の利益準備金として積み立てるものとする。

金融機関再建整備法の一部を改正する法律案

金融機関再建整備法（昭和二十二年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の次に次の一条を加え
る。

き、前条の規定により設けられた確定評価基準によつて評価が行はれた場合に生じた差益又は差損をいたる。

第三十七条の三第一項中「整理が完了したとき」の下に「これらの資産及び負債のうち、第七条第一項の命令で定めるものを除くすべてについて確定評価基準による評価が行われたときを含む。」を加え、「確定損失を負担した整理債務の債権者にその整理負担額の全額まで」を同条第一項第五号に規定する金額の全額までに改め、同条第二項を次のよう改める。

第三十七条の七中「普通所得」を「所得」に、「昭和二十三年法律第二百十号」を「昭和二十五年法律第二百二十六号」に改め、同条に次の三項を加える。

き、確定評価基準を決定すること
ができる。

は、前項の場合にこれを準用する。

第三十七条第一項中「前條第二項」を「第三十六條第二項」に、同条第二項中「前項」を「第一項」に、同条第三

前項中「前二項」を「前四項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

損とは、処分価額と確定評価基準により評価が行はれた時の帳簿価

額との差益又は差損をいう。但し確定評価基準により評価が行はれてゐない資産及び負債について

は、処分価額と新勘定及び旧勘定の区分の消滅した時の帳簿価額との差益又は差異を、ふ。

の差益又は差損をいふ
第一項に規定する増価益又は減
価損とは、新勘定及び旧勘定の区

り評価が行はれてゐたものにつ

○菊川孝夫君　この次の委員会で逐条的に一つお聞きしてゆきたいと思います。ですが、これは条文整理みたいな大分大幅な整理の法律ですから、この際お聞きしておきたいと思いますが、政令で定める、政令で定めるといふ条項が多いのですね。これらについての、大体こういう政令を作るという政令の要綱と申しますか、そういうものはお考えになつておるのか。これは資料として提出願わなくとも結構ですが、あなたのほうの、大体こういう政令をこしらえてこういう取締をするのだという構想はおわかりになつておるのでしようね。

○政府委員(北島武雄君)　仰せの通りでございます。大体政令の構想は私ども考えております。

○委員長(大矢半次郎君)　本日はこれにて散会いたします。

金融機関再建整備法（昭和二十二年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の次に次の二条を加える。

第三十六条の二 主務大臣は、前に旧勘定に属した資産及び負債で、最終処理の際、暫定評価基準により評価が行はれていたものにつき、確定評価基準を決定することができる。

第七条第三項及び第九条の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第三十七条第一項中「前条第二項」を「第三十六条第二項」と、同条第三項中「前項」を「第一項」に、同条第三項中「前二項」を「前四項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項に規定する処分益又は処分損とは、処分価額と確定評価基準により評価が行はれた時の帳簿価額との差益又は差損をいう。但し、

三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

正する法律
金融機関再建整備法（昭和二十一
年法律第三十九号）の一部を次の
よう改定する。
第三十六条の次に次の二条を加え
る。
第三十六条の二 主務大臣は、前に
旧勘定に属した資産及び負債で、
最終処理の際、暫定評価基準によ
り評価が行はれたるものにつ
き、確定評価基準を決定すること
ができる。
第七条第三項及び第九条の規定
は、前項の場合にこれを準用す
る。
第三十七条第一項中「前条第二項」
を「第三十六条第二項」と、同条第二
項中「前項」を「第一項」と、同条第三
項中「前二項」を「前四項」に改め、同
条第一項の次に次の二項を加える。
前項に規定する処分益又は処分
損とは、処分価額と確定評価基準
により評価が行はれた時の帳簿価
額との差額又は差損をいう。但し、
確定評価基準により評価が行はれ
てゐない資産及び負債について
は、処分価額と新勘定及び旧勘定

一、金融機関再建整備法の一部を改正する法律案

正する法律
金融機関再建整備法（昭和二十一
年法律第三十九号）の一部を次の
よう改正する。
第三十六条の次に次の二条を加え
る。
第三十六条の二 主務大臣は、前に
旧勘定に属した資産及び負債で、
最終処理の際、暫定評価基準によ
り評価が行はれてゐたものにつ
き、確定評価基準を決定すること
ができる。
第七条第三項及び第九条の規定
は、前項の場合にこれを準用す
る。
第三十七条第一項中「前条第二項」
を「第三十六条第二項」に、同条第二
項中「前項」を「第一項」に、同条第三
項中「前二項」を「前四項」に改め、同
条第一項の次に次の二項を加える。
前項に規定する処分益又は処分
損とは、処分価額と確定評価基準
により評価が行はれた時の帳簿価
額との差益又は差損をいう。但し、
確定評価基準により評価が行はれ
てゐない資産及び負債について
は、処分価額と新勘定及び旧勘定
の区分の消滅した時の帳簿価額と
の差益又は差損をいふ。

一 旧日本占領地域に本店を有する
会社の本邦内にある財産の整理に
関する政令の一部を改正する法律

正する法律
金融機関再建整備法（昭和二十一
年法律第三十九号）の一部を次の
よう改訂する。
第三十六条の次に次の二条を加え
る。
第三十六条の二 主務大臣は、前に
旧勘定に属した資産及び負債で、
最終処理の際、暫定評価基準によ
り評価が行はれてゐたものにつ
き、確定評価基準を決定すること
ができる。
第七条第三項及び第九条の規定
は、前項の場合にこれを準用す
る。

第三十七条第一項中「前条第二項」
を「第三十六条第二項」に、同条第二
項中「前項」を「第一項」に、同条第三
項中「前二項」を「前四項」に改め、同
条第一項の次に次の二項を加える。
前項に規定する処分益又は処分
損とは、処分価額と確定評価基準
により評価が行はれた時の帳簿価
額との差益又は差損をいう。但し、
確定評価基準により評価が行はれ
てゐない資産及び負債について
は、処分価額と新勘定及び旧勘定
の区分の消滅の際、暫定評価基準によ
る。差益又は差損をいふ。

第一項に規定する増益又は減
損とは、新勘定及び旧勘定の区
分の消滅の際、暫定評価基準によ

第六部 大藏委員會會議錄第二十三号

昭和二十九年三月二十三日

參議院

行の際同法の施行地外にあつたもの（以下「在外店舗」という。）に係る資産及び負債であつて、この法律の施行地外に住所を有する者（閉鎖機関に規定する閉鎖機関及び旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令に規定する在外会社を除く。）に係る債権及び債務以外のものをいう。

2 在外店舗がこの法律の施行地内にあつた店舗（事務所を含む。以下同じ。）に向けて振り出した送金為替のうち、未払となつてゐる部分に係る支払の債務は、当該振出店舗の属した金融機関が当該為替の持有人に対して当該振出店舗に係る負債としてこれを負うものとする。

3 在外資産に属する債権又は在外負債に属する債務で別表に換算率換算率により換算した金額とする。但し、在外資産に属する債権のうち、その債務者が閉鎖機関令に規定する閉鎖機関であるものについては同令に定める換算率、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令に規定する在外会社であるものについては同令に定める換算率を適用するものとする。

4 前項の債権及び債務については、金融機関再建整備法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二号）の施行の日以後は、利息は附されないものとする。（在外資産負債処理勘定の設定）

第三十八条の三 在外資産又は在外

負債を有する金融機関（以下この章において単に「金融機関」といふ。）は、主務大臣の指定する日ににおいて在外資産負債処理勘定（以下「在外勘定」という。）を設けなければならない。

2 第三十九条第一項に規定する整備計画書の定めるところにより、事業の全部を譲渡して解散した金融機関が、金融機関経営応急措置法の施行の際、在外資産又は在外負債を有していたときは、当該事業を譲り受けた金融機関は、主務大臣の定めるところにより、当該在外資産又は在外負債をその譲り受けた金融機関の在外資産又は在外負債として引き継ぎ、在外勘定を設けなければならぬ。

3 在外勘定は、他の勘定と区分して経理しなければならない。

4 金融機関は、その調整勘定の閉鎖の際、同勘定に利益金の残額があるときは、これをその在外勘定に繰り入れて資産の部に計上するものとする。

5 在外勘定は、他の勘定と区分して経理しなければならない。

6 在外勘定の経理に関し必要な事項は、主務大臣が定める。

（支払）

第三十八条の五 金融機関は、在外勘定に計上された第三十八条の二第二項の未払送金为替に係る債務のうち、主務大臣の指定する日までに前条第一項の債権者の申出があつたものにつき、その指定された日から九十日以内に、在外勘定に計上された資産の範囲内において、一件五万円（当該送金为替につき既に支払われた金額があるときは、その支払われた金額を五万円から差し引いた金額）を限度として支払をしなければならない。

第三十八条の六 金融機関が前条第一項の規定による支払をする場合に、在外勘定にその支払を充てるべき資金が不足するときは、当該金融機関は、その調整勘定からその利益金の範囲内で当該不足金額の全部又は一部を在外勘定に繰り入れ、その支払に充てることができる。

第三十八条の七 金融機関は、在外勘定に計上されたとおりの支払を充てることを証する物件を添えて、当該金融機関に申し出た場合において、当該金融機関は、その申出が正当であるときは、その申出に係る債務を当該金融機関の在外勘定の債務として確認しなければならない。

第三十八条の八 金融機関は、在外勘定に属するものとし、他の勘定に属せしめてはならない。

第三十八条の四 金融機関の在外負債に関する債権者が、債権者であることを証する物件を添えて、当該金融機関に申し出た場合において、当該金融機関は、その申出が正当であるときは、その申出に係る債務を当該金融機関の在外勘定の債務として確認しなければならない。

第三十八条の九 金融機関は、在外勘定に計上されたとおりの支払を充てることを証する物件を添えて、当該金融機関に申し出た場合において、当該金融機関は、その申出が正当であるときは、その申出に係る債務を当該金融機関の在外勘定の債務として確認しなければならない。

第三十八条の十 金融機関は、在外勘定に計上されたとおりの支払を充てることを証する物件を添えて、当該金融機関に申し出た場合において、当該金融機関は、その申出が正当であるときは、その申出に係る債務を当該金融機関の在外勘定の債務として確認しなければならない。

第三十八条の十一 金融機関は、在外勘定に計上されたとおりの支払を充てることを証する物件を添えて、当該金融機関に申し出た場合において、当該金融機関は、その申出が正当であるときは、その申出に係る債務を当該金融機関の在外勘定の債務として確認しなければならない。

第三十八条の十二 金融機関は、在外勘定に計上されたとおりの支払を充てることを証する物件を添えて、当該金融機関に申し出た場合において、当該金融機関は、その申出が正当であるときは、その申出に係る債務を当該金融機関の在外勘定の債務として確認しなければならない。

第三十八条の十三 金融機関は、在外勘定に計上されたとおりの支払を充てることを証する物件を添えて、当該金融機関に申し出た場合において、当該金融機関は、その申出が正当であるときは、その申出に係る債務を当該金融機関の在外勘定の債務として確認しなければならない。

第三十八条の十四 金融機関は、在外勘定に計上されたとおりの支払を充てることを証する物件を添えて、当該金融機関に申し出た場合において、当該金融機関は、その申出が正当であるときは、その申出に係る債務を当該金融機関の在外勘定の債務として確認しなければならない。

第三十八条の十五 金融機関は、在外勘定に計上されたとおりの支払を充てることを証する物件を添えて、当該金融機関に申し出た場合において、当該金融機関は、その申出が正当であるときは、その申出に係る債務を当該金融機関の在外勘定の債務として確認しなければならない。

第三十八条の十六 金融機関は、在外勘定に計上されたとおりの支払を充てることを証する物件を添えて、当該金融機関に申し出た場合において、当該金融機関は、その申出が正当であるときは、その申出に係る債務を当該金融機関の在外勘定の債務として確認しなければならない。

措置法第三十二条第三項の規定により当該金融機関の旧勘定に属せられた在外店舗に対する借のうち、在外勘定の設定の際、当該金融機関の他の勘定に計上されるものをおいて在外勘定に対する借とするものとする。

3 前二項の場合において、支払に充てる資産が不足するときは、在外勘定に計上された債務の債権者に対し、その支払われるべき金額に応じ、それぞれ均等の割合で支払をしなければならない。

（支払資金の繰入）

第三十八条の八 金融機関は、在外勘定に属する債権者への支払が完了したと認められたときは、主務大臣の認可を受け、省令の定めるところによりあらかじめ公告をして、その在外勘定を閉鎖することができる。

2 金融機関は、前項の規定による支払が完了したと認められたときは、当該資産の範囲内において、第三十八条の五の規定により支払われた債務の債権者に対し、主務大臣の定めて、その在外勘定を閉鎖することができる。

3 前項の規定による分配をしてもなおその在外勘定に資産があるときは、当該金融機関は、当該資産の範囲内において、第二十五条第一項の規定により閉鎖されたときは、この限りでない。

2 金融機関は、前項の規定による支払が完了したと認められたときは、当該金融機関が第三十七条の三第三項の規定による支払をする場合に、在外勘定にその支払に充てるべき資産が不足するときは、当該金融機関は、旧勘定の最終処理の際ににおける旧勘定の積立金のうち、第二十五条第一項第二号の規定による取り扱いをしたと認められたときは、これを他の勘定に移し、これに相当する金額は、当該金融機関の利益準備金として

3 前二項の場合において、支払に充てるべき金額の範囲内で、他

をしなければならない。

4 前条第二項本文の規定は、前項の規定による借入金の返済について準用する。

（在外勘定の閉鎖）

第三十八条の八 金融機関は、在外勘定に属する債権者への支払が完了したと認められたときは、主務大臣の認可を受け、省令の定めるところによりあらかじめ公告をして、その在外勘定を閉鎖することができる。

2 前条第二項本文の規定は、前項の規定による分配について準用する。

3 前二項の場合において、支払に充てるべき金額の範囲内で、他

をしなければならない。

4 第三十七条の三第三項の規定は、前項の規定による分配について準用する。

5 第三項の規定による分配を全額までしてなおその在外勘定に資産があるときは、これを他の勘定に移し、これに相当する金額は、当該金融機関の利益準備金として

6 調整勘定を有する金融機関の在外勘定の閉鎖の際、その在外勘定に資産があるときは、前三項の規定にかかるわらず、当該資産を引当ててこれに見合う利益金をその調整勘定に繰り入れるものとする。

第三十八条の九 金融機関は、在外資産のないことが確定したときは、主務大臣の認可を受け、省令の定めるところにより公告をして、その在外勘定を閉鎖するものとする。

2 金融機関が前項の規定により在外勘定を閉鎖したときは、その在外負債に関する債権は、すべて同勘定の閉鎖の日において消滅するものとする。

(税法上の特例)

第三十八条の十 在外勘定に繰り入れる金額又は在外勘定から支出する金額は、法人税法による各事業年度の所得及び地方税法により事業税を課する場合における各事業年度の所得の計算上、これを益金又は損金に算入しない。

2 第三十七条の七第二項から第四項までの規定は、第三十八条の八第二項又は第三項の規定により分配される金額について準用する。

第六十三条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加えしる。

十 第三十七条の三第二項若しくは第三項(第三十八条の八第四項において準用する場合を含む)第三十八条の五又は第三十八条の八第二項若しくは第三項の規定による支払若しくは分配を怠り、又はこれらの規定に

違反してその支払若しくは分配を行なしたとき
第六十三条に次の二号を加える。

十二 第三十八条の四の規定による經理を怠り、又は同条の規定

に違反してその經理をなしたとき
に違反してその返済をなしたとき

十三 第三十八条の六第二項(第三十八条の七第二項において準用する場合を含む)の規定によ

る返済を怠り、又は同項の規定に違反してその返済をなしたとき
第七十条第一号中「又は第三十四条第一項」を「、第三十四条第一

項、第三十八条の五第二項、第三十九条の八第一項又は第三十八条の九第一項」に改める。

附則の次に別表として次のように加える。

別表
(+) 第三十八条の二第二項の未払送金為替に係る債務について適用する換算率表

表示通貨単位名	換算率(本邦通貨1円に対する金額)
円(満洲中央銀行券)	1円
表示金額のうち330,000円以下の部分	11円
表示金額のうち330,000円をこえ750,000円以下の部分	21円
表示金額のうち750,000円をこえる部分	51円
円(中国連合準備銀行券)	
表示金額のうち1,830,000円以下の部分	61円
表示金額のうち1,830,000円をこえ4,170,000円以下の部分	117円
表示金額のうち4,170,000円をこえる部分	394円
円(中央儲備銀行券)	
表示金額のうち1,830,000円以下の部分	61円
表示金額のうち1,830,000円をこえ4,170,000円以下の部分	117円
表示金額のうち4,170,000円をこえる部分	394円
円(昭和十二年軍用手票)	10円
グルデン(外貨表示軍用手票又は南方開発金庫券)	1 グルデン

(-) 債権(債務者たる金融機関の在外負債として経理されるものを除く。)又は第三十八条の二第二項の未払送金為替に係る債務以外の債務について適用する換算率表

在外店舗所在地域	表示通貨単位名	換算率(本邦通貨1円に対する金額)
朝鮮	円	1.5 円
台湾	円	1.5 円
樺太	円	1 円
琉球	円	1.6 円
関東州	円	1.6 円
華中	円(中国連合準備銀行券)	100 円
	円(中央儲備銀行券)	2,400 円
	円(昭和十二年軍用手票)	10 円
ジャワ	グルデン(外貨表示軍用手票又は南方開発金庫券)	6 グルデン

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けなかつた金融機関のうち、同法第二十五条第一項の規定により資本を減少したものは、この法律の施行の日の属する事業年度の決算において、前に旧勘定に属した資産及び負債について、新勘定及び旧勘定の区

分の消滅した日の翌日からこの法律の施行の日までに生じた利益及び損失金(金融機関再建整備法第三十七条第一項第一号又は第四号に規定する利益金及び損失金をいう。次項において同じ。)を計算しその差益に相当する金額を限度として、同法第二十五条第一項の規定により株主として確定損を負担した者に対し、同法第三十七条の規定に準じて計算し

3 金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けた金融機関のうち、この法律の施行前に金融機関再建整備法第三十七条の二第一項第五号に規定する金額の全額まで分配してその調整勘定を閉鎖したものは、この法律の施行の日の属する事業年度の決算において、正前の金融機関再建整備法第三

七条の三第二項の規定により法定準備金に併せられた金額と、前に旧勘定に属した資産及び負債について、調整勘定を閉鎖した日からこの法律の施行の日までに生じた利益金及び損失金を計算した場合の差益に相当する金額との合計額を限度として、金融機関再建整備法第二十五条第一項の規定により株主として確定損を負担した者に対し、同法第三十七条の三第二項

中「(1)」の下に「(2)及び(3)」に規定するものを除く。」を加える。
 第二条第一項第六号ロ中(3)を削り、(4)の次に次のように加える。
 (3) 未払送金為替に係る債務
 及び預金等に係る債務(第二十七条の三の規定により支払う金額を含む。)
 (4) (1)から(3)までに掲げる負債を除き、この政令又は他の法令の規定により在外金融機関又は金融機関再建整備法に規定する金融機関若しくは閉鎖機関に対しても本邦内において支払う債務。但し、その債務の金額は、当該債務の債権者ごとに、当該在外会社がその者に対して有するイの(1)及び(2)に掲げる債権の金額を限度とする。

第八条に次の一項を加える。
 第二項の規定にかかるらず、第二条第一項第六号ロの(3)又は(4)に掲げる債務の債権者は、当該債権につき相殺をすることができる。
 第十五条の次に次の二条を加える。

第五条の二 特殊整理人は、法律号の施行の日(その施行の日ににおいて在外金融機関でないものについては、指定日)から一月内に、少くとも二回の公告をもつて、未払送金為替に係る債務及び預金等に係る債務の債権者に対し、一月を下らない範囲において主務大臣の定める期間内にその債権を申し出るよう催告をしなけ

(換算方法)
 第二十七条の二 未払送金為替に係る債務で別表第一に換算率の定があるもの及び預金等に係る債務で別表第二に換算率の定があるものの金額は、それぞれこれらの表に定める換算率により換算した金額とする。
 第二条第一項第六号イの(1)及び(2)に掲げる債務並びに同号ロの債務で別表第二に換算率の定があるものの金額は、前項又は他の法令に別段の定がある場合を除き、同表に定める換算率により換算した金額とする。
 (加算金額)
 第二十七条の三 在外金融機関は、未払送金為替に係る債務又は預金等に係る債務の債権者に対し、主務省令の定めるところにより計算した金額を当該債務の金額に加算して支払うことができる。

第二十八条第一項第四号中「第二号に規定する債務及び」を「第二号及び第四号から前号までに規定する債務並びに」に改め、「資産」の下に「(第二条第一項第六号イの(1)及び(2)に規定するものを除く。)」を加え、同号を同項第十号とし、以下六号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の六号を加える。

四 未払送金為替に係る債務で、一件の金額が五万円以下のもの

別表第一

表示通貨単位名	換算率(本邦通貨1円に対する金額)
円 (中国連合準備銀行券)	表示金額のうち330,000円以下の部分 11円
	表示金額のうち330,000円をこえ750,000円以下の部分 21円
	表示金額のうち750,000円をこえる部分 51円
円 (中央儲備銀行券)	表示金額のうち1,830,000円以下の部分 61円
	表示金額のうち1,830,000円をこえ4,170,000円以下の部分 117円
	表示金額のうち4,170,000円をこえる部分 394円

別表第二

店舗所在地域	表示通貨単位名	換算率(本邦通貨1円に対する金額)
朝 鮮	円	1.5円
台 湾	円	1.5円
華 北	円 (中国連合準備銀行券)	100円
華 中 南	円 (中央儲備銀行券)	2,400円

1 附 則
この法律は、公布の日から施行する。
2 大蔵省設置法(昭和二十四年法

律第百四十四号)の一部を次のように改正する。
 第十一条中第二十九号を削る。
 第十一条中第十号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第十九号に「同項第四号」を「同項第十号」に改める。
 第三十六条第一項中「第三条」を「第二条第一項第一号の二、第三条、第十五条の二、」に改め、同条第二項中「第七条及び」を「第二条第一項第五号の二、第七条、第二十七条の三及び」に改める。
 第四十二条第二号中「第十五条、」の下に「第十五条の二」を加える。
 附則の次に別表第一及び別表第二として、次のように加える。
 第二条第一項第二号中「第十五条、」の下に「第十五条の二」を加える。
 附則の次に別表第一及び別表第二として、次のように加える。
 第二条を次のように改める。
 第二条 閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)の一部を次のように改正する。
 閉鎖機関令の一部を改正する法律案
 閉鎖機関令の一部を改正する法律
 第二条 閉鎖機関の本邦内に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び債務は、これを本邦内に在る財産とし、閉鎖機関の本邦外に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び債務は、これを閉鎖機関の本邦内に在る財産以外の財産とする。
 閉鎖機関の本邦外に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び債務のうち左に掲げるものは、前項の規定にかかるらず、これを本邦内に在る財産とみなす。
 一 閉鎖機関の本邦内に在る財産をもつて担保された債務
 二 金融機関の本邦内の店舗にて振り出され、且つ、左に掲げる者が所持する未払送金為替に係る債務で省令で定めるもの
 イ 本邦内に住所(法人にあつ

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行の日において、閉鎖機関が既に債務の弁済のために供託しているときは、特殊清算人（閉鎖機関の特殊清算が終了している場合には大蔵大臣の指定する者）は、債権者のために、供託金の還付を請求することができる。

- 3 前項の規定により還付を受けた者は、省令の定めるところにより、当該還付を受けた財産を同項の債権者のために信託し、又はこれらの方に交付しなければならない。

昭和二十九年四月三日印刷

昭和二十九年四月五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局